

平成22年第2回（8月）定例会

県央県南広域環境組合  
議会 会議録

平成22年 第2回 県央県南広域環境組合議会定例会会議録

平成22年8月25日 (1日間) 午前10時00分 開会

平成22年第2回県央県南広域環境組合議会定例会は、県央県南広域環境組合大会議室に招集された。

1 出席議員は、次のとおりである。

1 番	酒井 美代子	2 番	島田 一徳	3 番	松永 隆志
4 番	西田 京子	5 番	西口 雪夫	6 番	牟田 央
7 番	松本 正則	8 番	上田 篤	9 番	町田 康則
10 番	柴田 安宣	11 番	小嶋 光明	12 番	永尾 邦忠
13 番	並川 和則				

2 説明のために出席したものは、次のとおりである。

管理者	宮本 明雄	副管理者	横田 修一郎	副管理者	奥村 慎太郎
副管理者	藤原 米幸	代表監査委員	本村 三郎		
事務局長	金原 憲昭	総務課長	中村 秀憲	施設課長	寺田 集施
施設課長補佐	田中 金大	施設課長補佐	村山 岩穂	管理係長	土井 勝好
施設維持係長	杉本 克也	運行係長	内田 繁治	施設課職員	本多 忠康
施設課職員	本田 貴也	施設課職員	宮崎 信一		

3 議会事務のため出席した者は、次のとおりである。

書記長	山田 圭二	書記	濱崎 和也	書記	内村 健介
-----	-------	----	-------	----	-------

4 当日の議会に付議された案件は、次のとおりである。

日程第1	議席の指定について
日程第2	議会運営委員会委員の選任について
日程第3	会議録署名議員の指名
日程第4	会期の決定について
日程第5	ガス化溶融改質方式の炉の有用性を研究する調査特別委員会委員の選任について

- 日程第6 一般質問  
日程第7 議案第9号 専決処分の承認を求めることについて  
(県央県南広域環境組合職員の勤務時間、休憩等に関する条例の一部を改正する条例)  
議案第10号 長崎縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少について  
議案第11号 県央県南広域環境組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例  
議案第12号 平成21年度県央県南広域環境組合一般会計歳入歳出決算の認定について  
議案第13号 平成22年度県央県南広域環境組合一般会計補正予算(第1号)

○議長(並川和則君)

皆さんおはようございます。定刻となりましたので、ただいまから平成22年第2回県央県南広域環境組合議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は13名でございます。定足数に達しております。

今期定例会に説明員の出席を求めましたので、ご報告いたします。

なお、今期定例会におきましては、夏の省エネ対策の一環といたしまして、議場での冷房は28℃を標準とした空調管理を行っております。議場での服装につきましては、上着の着用は各位の判断に任せるといたしまして、よろしくお願いをしたいと思います。

また、この際、傍聴されている方々にもお願いがございますが、ひとつ静粛にお願いをしたいと思います。よろしくお願いたします。

議事に先立ちまして、南島原市議会議員の任期満了に伴い、新たに組合議員として選出されました議員をご紹介します。

南島原市議会議員、小嶋光明議員でございます。よろしくお願いたします。

議事の進行上、仮議席を指定いたしております。ただいまご着席の席を仮議席といたします。

ここで管理者より発言を求められておりますので、この際、これを許可いたします。管理者。

○管理者(宮本明雄君)

おはようございます。開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本日、平成22年度県央県南広域環境組合第2回議会定例会を招集いたしま

したところ、議員各位におかれましては公私ともに大変お忙しい中、また暑い中をご出席賜りまして厚く御礼を申し上げます。

まず、新たに副管理者に就任された方をご紹介します。

南島原市の藤原米幸市長さんでございます。今後ともよろしくお願いを申し上げます。

#### ○副管理者（藤原米幸君）

おはようございます。南島原市の藤原でございます。よろしくお願いたします。

#### ○管理者（宮本明雄君）

さて、本施設のごみ処理状況に関しましては、順調に推移をいたしており、2炉運転で安定的な処理をいたしております。このため、ピット内のごみ残量調整のため、7月21日から8月2日まで13日間でございますけれども、全炉計画的な停止を行ったところでございます。

また、ガス、電気など用役の削減への取り組みにつきましては、JFEに対しまして指摘を続けておりますけれども、若干の成果は見られるものの、まだまだ納得できるものではなく、引き続き早急な対応を強く求めているところでございます。併せまして、構成市住民の生活に支障を来たすことがないよう、安全・安定的な処理を念頭に置きまして取り組んでまいり所存でございます。皆様のご理解、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

次に、裁判の状況でございますけれども、今年5月24日に開かれました第11回口頭弁論まで、原告・被告双方から準備書面、証拠書類を提出し、それぞれの主張をしてまいったところでございます。前日期日の7月13日からは弁論準備手続として裁判所による争点整理が始まっております。次日期日の9月6日には原告並びに被告側に裁判所の考える争点が書面として示される予定でございます。それをもとに、今後、双方の主張のポイントを明らかにし、併せて、それぞれの主張の補強、あるいは反論を行っていくことになるというふうに伺っております。これまで必要な時期に訴訟代理人により裁判の状況等について説明をいただいておりますけれども、このような状況でございますので、今後、争点整理の状況を勘案して、訴訟代理人とも相談の上、説明の場を設けたいと考えているところでございます。

いずれにいたしましても、今回の裁判に関しましては、構成各市のご協力をいただきながら、勝訴に向けて全力で取り組んでいるところでございますので、議員各位におかれましても、より一層のご支援、ご協力をお願い申し上げます。

なお、この施設は平成17年4月の稼働から既に6年目を迎えております。このような施設の一般的な耐用年数や瑕疵担保期間を15年、平成31年度

までと設定していることから、これから先、どう維持していくかということも大きな課題というふうに考えております。

それでは、本日提出いたしました議案でございますが、議案第9号「専決処分の承認を求めることについて（県央県南広域環境組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例）」外4件でございます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます、簡単ではございますが、私からのごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

#### ○議長（並川和則君）

議事日程につきましては、お手元に配付しております議事日程表によりとりに行いたいと存じますので、ご了承をお願いいたします。

それでは、日程第1「議席の指定について」を行います。

議席は、会議規則第4条第1項の規定により、議長において指定をいたします。

11番 小嶋光明議員

におかれましては、ただいまご着席の席を議席といたします。

ただいまより全員協議会開催のため、しばらく休憩いたします。別室を用意しておりますので、そちらの方にご移動をお願いします。

（午前10時07分 休憩）

（午前10時14分 再開）

#### ○議長（並川和則君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、日程第2「議会運営委員会委員の選任について」を議題といたします。

南島原市選出議員の任期満了に伴い、委員が1名不在となっておりますので、選任する必要があります。

お諮りいたします。議会運営委員会委員の選任については、議会委員会条例第5条の規定により、小嶋光明議員を指名したいと存じます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

#### ○議長（並川和則君）

ご異議なしと認めます。小嶋光明議員を議会運営委員会委員に選任することに決定いたしました。よろしくお願い申し上げます。

今後の日程につきまして協議をお願いしたいと存じますので、議会運営委員会を開催していただくため、しばらく休憩いたします。その他の議員につきましては、しばらくお待ちください。

(午前10時15分 休憩)

(午前10時18分 再開)

**○議長（並川和則君）**

休憩前に引き続き会議を開きます。

議事日程表を配付いたしております。

お諮りいたします。お手元に配付のとおり、議事日程表第1号の2を日程に追加し、議題とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**○議長（並川和則君）**

ご異議ありませんので、これを日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

全員協議会開催のため、しばらく休憩いたします。別室によろしく願います。

(午前10時19分 休憩)

(午前10時28分 再開)

**○議長（並川和則君）**

休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで事務局から発言を求められておりますので、この際、許可をいたします。事務局長。

**○事務局長（金原憲昭君）**

皆さんおはようございます。それではまず、事業の状況等についてご説明をいたしたいと思っております。

お手元にお配りいたしておりますA4判一枚紙、事業報告関連資料をご覧ください。

まずは平成21年度のごみ処理の状況でございますが、年間のごみ受入量が81,204t、処理量は82,576tで、平成20年度と比較した場合、受入量は778tの増、処理量も985tの増となっております。

受入量につきましては、平成21年度から構成各市で実施されております緊急雇用創出事業臨時特例基金事業に基づく環境美化事業などにより回収されたごみの受け入れ等のため、約1%の増となっております。

また、処理量につきましても受入量に比例して増加しておりますが、計画的なごみ処理を行った結果、2炉運転で安定したごみ処理が年間を通じて実施できたものと考えております。

なお、現在は受け入れを上回る処理ができていることから、ごみ量を確保するため、7月21日から8月2日まで約2週間、全炉を計画的に停止したところでございます。

今後とも、JFEと一体となって安全・安定運転を心がけ、併せてJFEに対し、一層の経費の節減、効率的な運転の要請を強く求めていく所存でございます。

なお、今日現在のごみ量は約3,900tの残で、ピットの高さは平均して14m程度となっております。現在の処理状況から見ますと、10月には、またピット高は10m以下となる見通しでございます。

次に、余熱利用施設「のんこの温水センター」についてでございますが、21年度は延べ98,290名の利用者で、前年度より利用者減3,577人、約4%の減でございました。その要因といたしましては、昨今の景気低迷、また新型インフルエンザの流行に対する懸念などがあったものではないかというふうに考えております。

また、利用者の減少に伴います収入の減少により、事業収支についても約554万円の赤字で、177万1,472円の補填を行ったところでございます。

今後も類似施設が諫早市内に開設予定など、引き続き厳しい運営状況が続くと思われませんが、組合としても積極的にPRを行うとともに、指定管理者に対しましても、さらなる利用促進のための企画立案や経費節減など、安定した運営を求めていく所存でございます。

なお、本年度をもって現在の指定管理者の指定管理期間が満了いたします。次期指定管理者の公募につきましては現在準備中でございますが、施設や運営の状況などを踏まえた公募内容とする考えでございます。

以上、簡単でございますが、事業の状況の報告とさせていただきます。

#### ○議長（並川和則君）

次に、日程第3「会議録署名議員の指名」を議題といたします。

会議規則第87条により、会議録署名議員に9番町田議員及び10番柴田議員を指名いたします。

次に、日程第4「会期の決定について」を議題といたします。

今期定例会の会期を8月25日、1日とすることにご異議ありませんか。（「異議なし」の声あり）

#### ○議長（並川和則君）

ご異議ありませんので、会期は本日1日と決定いたしました。

次に、日程第5「ガス化溶融改質方式の炉の有用性を研究する調査特別委員会委員の選任について」を議題といたします。

南島原市選出議員の任期満了に伴い、委員が1名不在となっておりますので、選任する必要があります。

お諮りいたします。ガス化溶融改質方式の炉の有用性を研究する調査特別

委員会委員の選任については、議会委員会条例第5条の規定により小嶋光明議員を指名いたしたいと存じます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**○議長（並川和則君）**

ご異議なしと認めます。小嶋光明議員をガス化溶融改質方式の炉の有用性を研究する調査特別委員会委員に選任することに決定いたしました。よろしくお願いたします。

次に、日程第6「一般質問」に入ります。

この際、議長から特にお願いたします。発言時間につきましては、申し合わせにより、時間内に終わるようご協力をお願いいたします。答弁につきましては、質問の趣旨をよくとらえ、簡明、的確に答弁をお願いしたいと思います。

なお、本日は一般質問及び後の議案質疑などをすべて自席で行いたいと思います。

一般質問の発言順序につきましては、通告順となっておりますので、まず、8番上田議員。

**○8番（上田 篤君）**

8番、雲仙市選出の日本共産党の上田篤です。私は4点について質問を行います。

まず第1は、現在、本組合が抱えている訴訟についてです。先ほど管理者からも一部説明がありましたけれども、これについて質問をしたいと思えます。

まず、本題に入る前に確認しておきたいんですけども、これは答弁の中でお願いしたいんですが、被告はJFEエンジニアリング株式会社1社なのか、JFE環境ソリューションズ株式会社とJFEエンジニアリング株式会社の2社なのか、これをはっきりしてもらいたいと思えます。

というのは、資料を調べておりましたら、会社の合併などによってソリューションズ自体がなくなっているということもちょっと読んだもんですからね、この辺がどうなっているのか。また、準備書面の被告の部分が、こちら側と相手側が毎回違うんですね。ですから、この辺がどうなっているのか、これについても答弁を求めたいと思えます。

この訴訟は、始まってから既に2年が経っています。総額約20億円もの損害賠償を求めるものですが、現状はどうなっているのか。先ほど一部説明がありましたけれども、もう少し詳しく説明を求めたいと思えます。

また、今後の見通し、なかなかはっきりしないような話でしたけれども、大体順調にいつごろ終わるのか、いつごろ判決が出るのか、その点に



ついて求めたいと思います。

2月の定例議会で龍田弁護士より詳しい説明を受けましたけれども、それから半年経ちます。先ほど5月に1回、7月に1回という話もありましたが、この間のそういう動きについて答弁を求めたいと思います。

また、この訴訟は相手方が日本有数の大企業であるJFEエンジニアリング株式会社であり、かつ総額約20億円もの損害賠償を求めるものです。このJFEの会社の規模からしたら大した金額ではないかもしれませんが、もし負けることがあったら、それこそ相手にとっては色んな部分に波及をして、大きな打撃になるのではないかと思います。

平成21年8月4日付の被告側の準備書面に書いてある名前から、相手方の弁護団、どんな人かなと思って、今、インターネットで引けますので、ちょっと調べてみました。そうしましたら、虎門中央法律事務所というところに3人が3人とも属しております、ここの事務所理念として、「当事務所は創設以来一貫して、自己責任・自己判断の時代における最先端の法律事務所として、企業危機管理及び企業コンプライアンスの確立に努めるとともに、「経済の法務パートナー」を目指し、顧問先・依頼者の皆様が各種企業活動を展開するために必要な幅広い法務サービスを提供し」云々と書いてあります。所長以下3人がこの訴訟に当たっております。ですから、こういう企業関係の裁判では、かなり専門的な実績もあるようなところじゃないかと思いはしました。

それに対して、こちらは現在、龍田弁護士お1人です。人数で勝敗が決まるとは思いませんけれども、これだけの大きな訴訟で、相手も日本有数の大企業、こういう訴訟で勝つためには、やはり1人では、あの準備書面を準備するだけでも大変じゃないかと思うんですね。この辺どうなんでしょうか。

今、プロ野球なんかを見ても、幾らいいピッチャーがおっても、1人では戦えないというのが常識ですよ。中継ぎとか抑えとか、やはり分業体制といいますか、本当に勝つためには3人、4人、5人つぎ込むというようなことがプロ野球でさえしております。ですから、私も裁判のことはよくわかりませんが、これだけの大きな裁判で1人というのは、どう考えても非常に難しい、厳しいんじゃないかと考えますが、どうでしょうか。

また、この訴訟は変更覚書は認められないというところから始まったと思います。ただし、平成17年度から19年度の3年間の用役費の超過経費の返還を求めています、平成20年度から22年度も同様に、年間4億円も5億円も超過用役費が支出されているわけですね。これについてはどういう扱いになっているのか、再度確認したいと思いますので、よろしく願います。

## ○管理者（宮本明雄君）

上田議員のご質問にお答えを申し上げます。

私からは、訴訟の現状と今後の見通し、弁護団を強化する必要はないかということについてお答えを申し上げたいというふうに思います。

訴訟の現状につきましては、あいさつの中でも触れましたけれども、5月24日の第11回口頭弁論時までには、随時、私どもの主張や被告側からの反論に対する再反論などの準備書面及び資料を提出しているところでございます。前回期日の7月13日からは弁論準備手続として裁判所による争点整理が始まっておりまして、次回期日の9月6日には原告及び被告側双方に対し、裁判所の考える争点が書面として示される予定でございます。

今後の見通しについてでございますけれども、訴訟代理人であります弁護士さんからは、裁判所から示される書面をもとに、今後、双方の主張の骨子を明らかにし、併せて、それぞれの主張の補強、あるいは反論を行っていくことになるというふうにお伺いしているところでございます。いよいよ本番に入ったかなというような状況でございます。これからどういう反論があるのか、私どもの主張に対して、どういう反論があるのかということによりまして、先ほど時期の問題も触れられましたけれども、その辺も反論によりましては、次に私どもがどういう主張をしていくかということが変わってまいりますので、時期についても、その辺の状況を見きわめた上で弁護士さんの見解を聞く必要があるんじゃないかというふうに思っております。

次に、弁護団の強化についてでございますけれども、1名体制ということで、以前は2名だったですけれども、今現在は1名で行っていただいております。

新たな訴訟代理人の選任につきましては、現在の龍田弁護士ですけれども、弁護士さんと協議をいたしました。そして、意向をお尋ねいたしましたけれども、今回の訴訟は非常に専門的な知識を有する、非常に勉強をする必要がある訴訟でございます。通常の裁判、訴訟とは少し異なりまして、専門的な用語も出てまいりますし、専門的な知識も要ります。そういうことで、そういうことを理解するためには一定の時間が必要だと。龍田弁護士も説明会を何回も開いていただきまして、お話を聞かれておりますから、どういう知識をお持ちかというのは議員の皆様方も十分に承知かというふうに思います。法理論だけじゃなくて、そういう専門的な知識がないと、この裁判は戦えないという、ある意味では特殊な裁判でございますので、新たな訴訟代理人を選任した、委任したとしても、同レベルに達するまでには相当な時間を要するというようなお話がございまして、現状では1名体制で進めていくというふうにお話をされているところでございます。

そういう状況でございますけれども、組合といたしましては、今後、訴訟の進行状況により、反論の状況とか色々ございますので、そういう状況により必要となった場合には、現在の訴訟代理人にそういう話をしてくださいというお願いをしているという状況でございます。

あいさつでも申しましたけれども、裁判の状況につきましては、今後、争点整理が行われ、どの程度の反論と申しますか、争点で、どこの部分が集中的に争われるのかというようなことにつきましては、訴訟代理人とも相談の上、しかるべき時期に、そう遠くない時期になると思っておりますけれども、皆様方にご説明を申し上げ、ご理解を賜りたいというふうに思っております。

訴訟の相手方、時期については触れましたけれども、それから、20年度、21年度のお話がありました。現在の裁判は17年度、18年度、19年度というこの3年間の用役費を中心とした損害賠償訴訟で、19億何がしの訴訟を起こしているというような状況でございます。損害賠償の裁判でございますから、損害額が確定しないと訴訟が起こせないというようなこととなりますので、法律的と申しますか、裁判の訴訟のやり方としては17年度、18年度、19年度ですから、これの訴訟を今すると。また20年度、21年度、22年度をせんといかんというようなやり方になるんですけれども、弁護士からもお話があったと思っておりますけれども、そういうやり方は解決にならないと。要するにいつもいつも裁判をしておかんといかんというようなことのご説明があったと思っておりますけれども、そういうことで、今後の覚書でそれをはっきりうたうとか、そういうことも考えていく必要があるんじゃないですかというようなお話があったと思っておりますけれども、そういうことでならないと、今回、訴訟が一定の結論を得て、どういう覚書になるかわかりませんが、その辺で皆様の理解ができる範囲にならないと、法理論的には毎回毎回、損害賠償の額が確定したときに訴訟を起こすというようなことになろうかというふうに思います。

そういうことで、今から訴訟でいう本番に入っていくのかなと。判決の時期については、そういう意味で、今からある程度経過をいたしますと、これは長くかかるのかな、これは意外と短いんじゃないかとかいう判断が弁護士さんもある程度感触でつかめるんじゃないかなというふうに思っているところでございます。

私からは以上でございます。残りの他の部分につきましては、事務局長ほかから答弁をさせたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

#### ○事務局長（金原憲昭君）

冒頭、訴えの相手といたしましてJFEエンジニアリングとJFE環境ソリューションズと2社となっているがというふうなことでございますけれど

も、JFEエンジニアリングは平成8年10月1日に組織の再編や統合を行っておりまして、JFEエンジニアリングが100%出資をいたしました環境ソリューションズというのが設立されているところでございます。この段階で、建設工事契約とか性能保証覚書など、契約上の地位継承は行われておりますけれども、この施設を建設したメーカーとしての責任はそのまま保有し続けているというふうな考えのもと、このことについても弁護士ともご相談いたしましたけれども、総合的な判断のもと、両者としたものでございます。

次に、質問の1の3点目でございますけれども、訴訟と変更覚書の合意が矛盾するのではないかというようなことにつきまして、私からご答弁を申し上げます。

変更覚書は、当初覚書の金額保証の枠組みを維持したまま用役費を用役量に換算したものでございまして、訴訟と変更覚書については矛盾していないというふうに私どもは考えております。JFEは、ごみ質が2,000kcalという一点のカロリー値、また年間ごみ量が80,665t、それぞれ一点から外れた場合は保証責任はないという主張に固執したことから、17年度から19年度にかかります精算合意が成立しなかったものというふうに思っております。

したがいまして、平成20年度からの運転管理業務委託契約等につきましては、顧問弁護士とも相談の上、覚書見直し協議が整うまでは現行の覚書が継続されることをJFEとも双方が確認し、20年度から22年度までの契約を暫定的に締結したものでございます。

なお、裁判の結果を踏まえまして、覚書の変更が見直された場合は、見直しの効力は平成20年4月1日に遡って適用することといたしております。

以上でございます。

#### ○8番（上田 篤君）

まず、相手方のことなんですが、私も裁判はよくわからないもんですから聞くんですけども、今、2社を被告として裁判を進めているというのは言われましたけれども、この資料によると、2009年4月1日、昨年4月1日、このJFEエンジニアリングがJFE環境ソリューションズを吸収合併というふうにあるんですけども、それは会社ではなくなったということでしょう、環境ソリューションズはですね。それでも被告としてやっぱり同じように扱っていくんですか。

#### ○事務局長（金原憲昭君）

昨年4月1日に、これまでの環境ソリューションズは、再編によりエンジニアリングに吸収されておりますけれども、現在はその会社はなくて、エン

エンジニアリングが内容を引き継ぎいたしておりまして、その辺の書き方については顧問弁護士とも相談しながら注意して書いておりますけれども、指示をいただいて、そのような相手方、被告、名称を使っているところでございます。

**○8番（上田 篤君）**

この1、2年ですかね、裁判が始まってから、被告側の弁護士がつくった準備書面とこちらの準備書面と、いつも被告の名前が違うんですね。組合がつくった準備書面では、最初はエンジニアリングとソリューションズの2社だったと。それが途中からエンジニアリングほか1社となって、相手方のほうはエンジニアリングというふうに書いてあるんですよ。だから、原告と被告でこういうふうに違ってもいいのかなと思ってですね。小さなことかもしれないんですが、どうなんですか。

**○事務局長（金原憲昭君）**

私もその辺のところは詳しくないんですけど、その点は協議する中において弁護士のほうから指示をいただいた内容で対応いたしております。

**○8番（上田 篤君）**

先ほど管理者から裁判の現状について話がありましたが、5月24日に第11回目の口頭弁論があったということですが、もらった資料に目を通しても、なかなか理解できないところがいっぱいあるんですけども、この11回やりとりする中で、今、どういうところが大きな問題となっている、争点となっているんですか。7月13日に争点整理というのがあったということですが、その辺について、もう少しわかるように話をしてください。

それと、9月6日の裁判所の一定の判断を聞かないことにはわからないという話もありましたけれども、じゃ、これから1年以内に終わるとか、あるいは5年も10年も掛かるとか、そういうこともあるんですかね、どうでしょう。

**○事務局長（金原憲昭君）**

確かに5月24日、第12準備書面まで出してございまして、それまで出されたものを今後、裁判所によります争点整理というふうに言われております。その辺のところはどう進むのか、どういった整理をなされるのかということについては、私どもの段階でちょっとわからないというのが実態でございまして、できましたら、先ほど管理者のごあいさつの中でございましたように、争点等が整理された段階において、代理人の龍田先生によりますそういった報告と申しますか、今後の状況とか、そういった機会をぜひ設けていきたいというふうに考えておりますので、その中でご質問いただければというふう

に思います。

今、私どもが推測で申し上げた場合、非常に誤解を生じることもございますし、また逆に混乱を来すことも考えられますので、その辺についてはご答弁は差し控えさせていただきたいというふうに思います。

以上です。

**○8番（上田 篤君）**

裁判は、先ほども管理者からあったように、非常に専門的な知識が要るんだということですが、11回もやりとりしているわけでしょう。相手の答弁というんですかね、そういうのも文書として出されたわけですね。その辺の中心だけでも整理して示すことはできないんですか。

**○事務局長（金原憲昭君）**

我々は我々の判断で相手方に対する反論等も行っていますし、こちらの主張もずっと言ってきております。ただ、それをどのようにお使いになるのか、言葉は語弊がございますけれども、その辺の戦略と申しますか、戦い方については、すべて龍田先生にお任せしているところでございまして、先ほど申しますように、そのことについては事務局として発言は差し控えたほうがいいのかなというふうに思っております。

**○8番（上田 篤君）**

それでは、9月6日もすぐ来ますので、ぜひ早い時期にそういうことがわかるような勉強会なり説明会なりをぜひ私は求めたいと思います。

それと、弁護団の強化の問題ですけれども、確かにこういうごみ処理場のような機械的な、専門的な知識も要るし、そういう法的な知識も要るということで難しいだろうとは私も思います。しかし、だから、ほかの人はなかなか理解できないだろうから1人で進めていくということで本当にいいのかなという気がするんですね。難しいからこそ、やっぱり人を見つけて、手分けしてやらないと、とても太刀打ちできないんじゃないかという気がするんですが、どうですか。

**○管理者（宮本明雄君）**

先ほどの冒頭の答弁の中でも申しましたけれども、必要なときに必要な人材をとということになるかと思えます。それは、弁護団というのはタッグを組んでやります。チームワークが非常に重要視される。通常の得意、得意の分野を組み合わせれば、1足す1が2になるというような話じゃございませんで、それぞれ特色があり、主張にも特色があり、主張のやり方、裁判の戦い方にも特色があるのが普通でございまして、そして、お互いにお互いを理解し合えるというようなお互いの特色をとって、その裁判を戦っていくというのが通常であろうというふうに思っております。

私は今の体制の中で弁護士の意見を尊重し、そして今までのご努力に感謝を申し上げたいなというふうに思います。裁判というのは、色んなやり方がございます。そして、先ほど時期の問題に触れられましたけれども、ある程度争点が絞られてきて、ある程度主張が終わりますと、裁判所はいつまでも裁判をずっと継続するわけじゃございませんで、訴訟の指揮ということで、もう反論はこれでいいですよというような指揮もあります。ですから、まだそういう時期には今のところ至っておりませんので、時期が明確といいますか、想定がしにくいというようなことを申しております。

そういうことで、今の訴訟代理人1名でございますけれども、それで不足しているという状況が訴訟代理人から聞いておりませんので、ぜひ信頼をしながら戦っていただきたいなと思います。

先生に聞きますと、「相手は何人出てきておるとですか」というような話もしました。そしたら、「いや、いつもは1人よ」というような話でございましたので、これからどういうふうになっていくのかというようなこともございますので、その辺を注視しながら、今後の対応も検討をしていく必要があるのかというふうには思いますけれども、今のところは1人で十分だとおっしゃっていますので、そういうことで進めてまいりたいというふうに思います。

以上です。

#### ○8番（上田 篤君）

私も信頼していないということじゃないんですよね。やっぱり簡単な裁判じゃないというふうに私も思うんですよ、素人ながら。だからこそ、やっぱり相手だって1人じゃなくて3人立てて、出てくるのは、それは1人かもしれませんけれども、当然、準備は色んな形でやっているんじゃないかと思うんですね。ですから、時期が来ればと言われますけれども、時期が来て、すぐさま対応ができないということでさっき言われたわけですよね。非常に難しい裁判だと。専門的な知識も要る、経験も要るということで、すぐには理解してもらえないから当面1人でいくと言われたのに、時期が来たら、じゃ、2人要るから、もう1人ぱっと雇うといってもできないわけでしょう。それを私は心配するんですね。

それと、ちょっとこれは失礼かもしれませんが、弁護士お1人亡くなられましたよね、途中で。これから先、もし万が一こういうことがあった場合、その点については全く考えなくてもいいものでしょうか。

#### ○管理者（宮本明雄君）

時期が来たらと申したのは、要するに今、お願いをしています訴訟代理人から、そういうことをしたほうがいいのかというようなお話があるとか、1人では手に負えないとか、そういう話があればという意味でございますので。

それから、想定の話については、今のところそういうことがご心配をされているんでしょうけれども、私どもとしては想定をしておりますので、答弁を差し控えたいと思います。

#### ○8番（上田 篤君）

私もぜひともこの裁判に勝ってもらいたいと、そういう立場から今、質問をしているわけで、決して信頼していないとか、そういうことではありません。誤解のないように言っておきます。

じゃ、次に移ります。

次は本組合の情報公開についてです。

前回の議会で、私、議事録を読んでいてちょっと気になったものですから、今回質問に上げております。平成22年度第1回の定例議会で、柴田議員への答弁で、金原事務局長が変更覚書の問題についての質問に対して、「条例のどの部分についても、その変更覚書を議会に付すべき事柄というふうに読めるところはございません」というふうに言われているんですね。私はこれは非常に大きな問題じゃないかと思うんですよ。この変更の覚書によって、これがそのまま認められれば、組合の支出が大幅に増えると。年間5億円から6億円ですかね。結果的には、当組合の構成市の市民の負担につながるわけですよ。その大きな問題を、条例に書いていないから議会に示す必要はないんだというふうな言葉で片づけるというのは、私は到底理解できません。一体市民の立場に立っているのか、あるいはメーカーの立場に立っているのかと言われても、これは仕方がない問題ではないかと思います。

前回の議会では、事務局長の答弁の後、管理者がそれを訂正といいますか、否定するような答弁をされました。しかし、事務局長からは訂正も何もありませんでした。この場で、改めてどういう真意なのか、考えは変わっていないのか、答弁を求めたいと思います。

もう1つは、現在、情報公開は行政と市民の信頼関係の大前提になっていると私は考えております。当組合の現在の情報公開のあり方はどのようになっているのか、具体的にどういうふうな公開の方法をとっているのかお尋ねをしたいと思います。

#### ○事務局長（金原憲昭君）

平成22年第1回定例議会での柴田議員に対します私の答弁内容に関するご質問でございます。

議会の議決に付すべき契約につきましては、ご承知のように、地方自治法第96条第1項第5号並びに県央県南広域環境組合の議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例によりまして明確に規定をされているところでございます。



この覚書の変更は、条例で規定する予定価格1億5,000万円以上の工事、または製造の請負には当たるものではないというふうに考えているところでございます。しかしながら、前回、管理者も申し上げましたとおり、議案としてではなく、他の手段で議会にお知らせすることは可能であり、今後、同様の事案が生じたときは検討しなければならないというふうに思っているところでございます。

次に、当組合の情報公開の現状についてのお尋ねでございます。

県央県南広域環境組合では、平成20年3月に情報公開条例を制定し、4月1日に施行をされております。条例施行後の情報公開の状況でございますが、20年度は4名の方から延べ9件ございました。21年度、昨年度は1名の方から3件の請求でございました。

なお、情報公開条例施行状況の概要につきましては、組合のホームページに掲載をいたしております。

また、情報公開制度以外といたしましても、ホームページ等でごみ処理や運転の状況など、できるだけ多く情報をタイムリーに提供できるようにいたしております。

構成市住民の方々の組合行政に対する信頼と理解を深め、もって構成市の住民参加による公正で開かれた組合行政を行うためには、同じ情報をあらゆる市民の方々が共有することができることが非常に大切なことだというふうに考えております。議員の皆様、住民の皆様からのご指摘、ご提案などございましたら、さらに良いものになりますよう検討してまいりたいというふうに思っているところでございます。

#### ○8番（上田 篤君）

まず、事務局長の答弁の問題ですけれども、今後検討していかなければならないというふうに言われましたが、それじゃ、前回の答弁、あるいはこの問題を、変更覚書が出てきた当時、議会に対して説明しなかったことについては、それは間違いなかったと思われませんか。

#### ○事務局長（金原憲昭君）

議会の記録を追っかけられる範囲では、特にその内容に触れたところはなかったというふうに思っております。

#### ○8番（上田 篤君）

いや、なかったかどうかじゃなくて、実際、議会に出てきたのはずっと後でしょう。変更覚書が決まったずっと後ですよ。そういうことは議会に知らせないで秘密裏に進めていた、そのこと自体が間違いなかったのかどうかということを聞いているんですよ。

#### ○事務局長（金原憲昭君）

変更覚書全文を出しましたのは20年2月議会でしたですね。その以前については、具体的に全文を各議員さんたちにお示ししたことはございません。

**○8番（上田 篤君）**

よくわからないんですが、示したかどうかじゃなくて、議会に対して示していないわけでしょう。今、振り返ってみて、それが問題なかったと考えるのかどうかということを聞いているんですよ。

**○事務局長（金原憲昭君）**

20年2月に組合議会におきまして変更覚書全文をお示しした段階で、各市におきまして、その経過について説明を求められて、我々、当時の事務局でずっと回った経過がございます。その中で申し上げましたのが、各組合議会においても、具体的に説明しておりません。ただ、当時は、先ほど申しますような地方自治法、また組合条例に基づいて議案として上程する必要はなかったというようなことを判断されたものというふうに申し上げましたけれども、今となって、その時点で組合の正副管理者、もしくは議会の方に説明してもよかったのではないかというふうに思っておりますということは、各市に出向いたときに私も述べております。

**○8番（上田 篤君）**

よくわからないんですけれどもね、とにかく20年2月というのは既に変更したずっと後でしょう。1年も2年も経った後でしょう。ですから、変更する前に説明をして議会の同意を得なかったことが問題ないかと考えるのかどうか、この点を聞いているんですよ。

**○事務局長（金原憲昭君）**

あくまでも今、申しましたように、地方自治法、条例上においては抵触するものではないというふうに思っています。

**○8番（上田 篤君）**

何かずっと平行線みたいですがけれども、地方自治法に事細かく変更覚書は示しなさいとか当然書いてありませんよ。しかし、その行為が与える影響とかを考えれば、当然、私は十分に説明した上で、議会の判断も聞いた上で締結するのが当然だと思うんですよ。何でそれがわからないんですかね。私はその辺、非常に疑問です。しかし、事務局長がそう考えているというのはわかりました。そう思いながら、今後対処していきたいと思えます。

それでは、もう一方ちょっと関係しますけれども、そのホームページの問題ですね。私も見せてもらいました。一部事務組合ですから、普通の一般の業種とは当然違うと思えますけれども、情報の量が非常に少ないということを感じました。

その中で問題だと思いましたが、ホームページの何というところか忘れ

ましたけれども、平成21年度県央県南広域環境組合情報公開条例施行状況の概要ということで引っ張ったら出てきたんですね。その中に、公開してくれという文書を受理して決定したという日付、そしてその請求行政文書、件名、内容などが書いてありまして、一番最後のほうに非公開というのが5件ありました。平成21年7月6日に受理をして、非公開を決めたのが7月21日。それが全部共通しているんですが、日付が違うだけです。性能保証に関する覚書（変更）打合せ議事録、これは平成16年1月28日開催、これが1番。その次が16年7月21日開催の分、16年7月28日開催の分、16年8月12日開催の分、16年10月15日開催の分、これが請求されたけれども、協議をして非公開にすべきとなって出しませんでしたというふうな文書なんですね。こういうことを出すこと自体は、ああ、正直だなと私は思ったんですけれども、なぜこういう大事な議事録を非公開にするのか、非常に情報公開条例の精神と反するんじゃないかと思うんですが、どうですか。

**○事務局長（金原憲昭君）**

今、申されました非公開として取り扱った内容でございますけれども、そのことにつきましては、裁判でその辺が争点になる可能性が非常に高い内容でございます、その変更覚書の協議の記録については、顧問弁護士とも相談をいたしました。その段階では公開は差し控えたほうが良いというふうなご判断のもとで非公開としたものでございまして、今現在は、その後の請求については、請求の際はすべて出しているというふうに考えております。

**○8番（上田 篤君）**

それでは、時期の問題で非公開にして、現在は出しているんですね。請求すれば出すわけですね。

**○事務局長（金原憲昭君）**

はい、今現在は出しております。

**○8番（上田 篤君）**

この21年7月の請求の時期というのが、裁判との関係でどういうものだったか私もよくわかりませんが、基本的に非公開情報というのはないと思うんですよ、こういう地方自治体というか、一部事務組合ではですね。国だったら防衛問題とか警察問題とか、色々あるかもしれませんが、私は基本的にないんじゃないかと思うんですけれども、どうなのでしょう。やっぱりこれはそんな特殊な問題なんですか。

**○事務局長（金原憲昭君）**

それにつきましては、裁判の進捗に合わせて、それが公になることについて、その時点で龍田先生のほうでご判断されたものでございまして、我々に

どうしてかと言われても非常にお答えは難しいなというふうに思っております。

ただ、非公開とする情報につきましては、確かに我々はごみ処理というふうな業務の中におきまして、少ないかもしれませんが、やはりこの施設に関しましても、メーカーとしてどうしても知られたくないというふうなものはあるんじゃないかというふうに思っております。これは先ほどからメーカー寄りに立っているとかおっしゃいますけれども、やはりその辺はきちんと、裁判では争っておりますけれども、ここでは協力し合いながら施設を運転する仲間でございますので、その辺はメーカーの事情というのも考慮していきたいというふうに思っております。

**○8番（上田 篤君）**

今、問題にしている性能保証に関する覚書の議事録ですね。これは例えば、相手の弁護士から請求されても出さないんですか。出さなくても問題はないんですか。

**○事務局長（金原憲昭君）**

今の質問に対するお答えは、ちょっと私もわかりません。

**○8番（上田 篤君）**

次に移ります。

ホームページの問題ですけれども、ホームページには組合議会という項目がありまして、議員の名簿だけしか載っていないんですね。議事録は載っていないんですね。私が見た限りは載っていないんですよ。こういうのは、やっぱりせめて議事録ぐらいは載せて充実するべきじゃないかと私は思います。また、独自の広報活動というのは何か今、していますかね、この組合としてですよ。例えば、市の広報みたいなのは出していますかね、どうですかね。

**○事務局長（金原憲昭君）**

ホームページ以外で、広報紙とかいうものは発行いたしておりません。

**○8番（上田 篤君）**

議事録を載せることについてはどうですか。

**○管理者（宮本明雄君）**

先ほどから情報公開の論議ですけれども、情報公開条例は基本的に情報を公開する条例ですから、そのための条例でございます。ただ、その中に例外がございますのが、個人情報とか、それから相手さんの他団体の秘密に関するものについては他団体の許可を受けるとか、そういうものが書かれているはずだというふうに思います。

それはなぜかと申しますと、それが重大な企業秘密の場合には、損害賠償の訴訟を逆に受けるということも考えられるということもありまして、そう

いう規定が情報公開法にも、各市、県の条例にもそういうふううたわれているというふうに思っておりますけれども、それがどこまでなのかというのが一番難しい問題になるということでございまして、それはその時々で適切に判断をし、相手の了解を求めた上で公開するというのが一般的なやり方だというふうに思っておりますけれども、ただ、情報公開ですから、基本的には情報を全部公開していくという姿勢で、このことについてはあたる必要があるということだというふうに思います。

ホームページの件でございますけれども、この県央県南のホームページでございますけれども、充実しているとはなかなか言いがたい状況にあります。私も管理者に就任をいたしましてから、ごみ処理の量とか、そういう情報を公開しなさいと、できるだけホームページで公開をしなさいということで指示しております。それで少しは良くなったのかなというふうには思っておりますけれども、まだまだ議事録とか、そういうものについては公開をされておられませんので、その辺については今後検討をしていきたいなというふうに思っております。

色んな活動を市民の皆様、この圏域といいますか、4市の市民の皆様に知っていただくというのは必要でございます。ただ、経費も削減をする必要がありますので、各市の広報紙を利用してみたりとか、ホームページを利用してみたりとか、手段は色々あるかというふうに思いますので、そういう姿勢で取り組んでまいりたいなというふうに思います。今、このホームページはここ独自でつくっておりますので、委託をしているというような話も聞いておりますので、委託会社との協議、予算の面もあると思いますので、その辺については検討をしていきたいというふうに思います。

#### ○8番（上田 篤君）

情報公開については、管理者として非常に前向きな答弁だったと思います。やっぱりこれからごみの減量化とか、環境問題、ごみ問題で皆さん非常に関心が高いです。ぜひこの組合としても独自の立場から、もっともつこの情報公開を進めてもらいたいと思います。

次に移ります。

次は、ごみの分別問題です。

前回の議会で、島田議員の質問に対する答弁だったと思いますが、組合として独自にごみの分別研究グループを立ち上げるという答弁がありましたが、その活動がどうなっているのかお尋ねしたいと思います。

答弁でも一部触れてはありましたけれども、この研究グループの設立の目的、体制、具体的な活動、そして討論の主な点、これはどのようにしているのか答弁を求めたいと思います。

**○事務局長（金原憲昭君）**

ごみの分別につきましてでございます。

平成21年12月に組合及び構成市の担当者をメンバーとして、ごみ分別統一化作業班を立ち上げております。これは県央県南クリーンセンターの処理方式でございますガス化改質方式の特性に合ったごみ質、またはごみ処理をより効率的に行うには、どのような分別収集が最良であるかの研究を行い、これまで会議回数は3回実施しているところでございます。

現在までの作業の概要を申し上げますと、構成市のごみ分別方法及び資源回収の状況や、この施設の炉の特性の把握、資源回収物を可燃ごみとして処理する場合の問題点、ペットボトルを除くプラスチック類を資源ごみとして回収する場合と可燃ごみとして処理する場合の経費の比較等を行ったところでございます。

今後、この施設においてプラスチック類を処理した場合の実証実験などを行い、それを環境負荷、経済性の観点から考察した上で、構成市においてもご検討いただき、一定の合意を得られるように努めてまいりたいというふうに考えております。

**○8番（上田 篤君）**

今現在、この構成市4市の中で、ごみの分別が若干市によって違うということも聞いているんですけども、具体的にどういうふうに違っているのかちょっと教えてくれませんか。

**○事務局長（金原憲昭君）**

一番違っておりますのが、島原市におきまして旧有明町と旧島原市において、プラスチック類の分別を旧島原市のほうではリサイクル、別途収集されて、旧有明町のほうでは可燃ごみとして処理されているというふうなところかなというふうに思っております。

**○8番（上田 篤君）**

合併して、もう4年、5年経ちますよね。そして、この組合も稼働してからもう5年目ですか、6年目ですか。その間、このプラスチックの扱いについては協議検討されてきたんですか。

**○事務局長（金原憲昭君）**

ごみの分別は、ご承知のとおり、構成各市の業務というふうになっておりました、5年経過しておりますけれども、当時はなかなかこちらのほうもそこまで余裕がなかったと申しますか、ある程度施設の運転が軌道に乗った段階におきまして、やはり今後、将来的なごみの分別の統一化とか、そういったものも図っていく必要があるし、これについて、先ほど申しますように、それぞれの長の権限ではございますけれども、やはりその取りまとめ役とい

うふうな立場でもって組合もかかわっていこうということで、昨年、この研究グループを立ち上げたところでございます。

**○8番（上田 篤君）**

やっぱりごみの減量化の一番大きな力というのは、この分別だというふうには、色々研究者も書いておりますよね。名古屋とか横浜みたいな大きな街でも、ごみの分別をやり始めて、難しかったけれども、2割、3割減量が進んでいると、そういうことも読んだことがあります。

この県央県南広域環境組合では、その点、先ほどプラスチックを燃やすようなことも処理の実証実験をするとか、色々な話がありましたけれども、基本的に燃やして処理するというような立場で、分別について、今後は今よりも細かく分けるとか、あるいは分けないとか、ある程度の方向は出して論議しているんですか。

**○事務局長（金原憲昭君）**

その辺も含めて、構成4市の担当課の方々にご相談しているところでございまして、組合のほうでどうするこうするというのは今のところ持っておりません。

**○8番（上田 篤君）**

分別の問題は本当一番大事な問題だと思いますので、私もぜひ今後勉強していきたいと思います。

次に移ります。

前回の議会で、ショック・クーリングというんですかね、この方式についての説明がありましたが、もう少しわかりやすく説明してもらいたいと思うんです。あのとき説明されたのが、1, 200℃から70℃まで、わずか0.1秒で下げられるんだと。だから、ダイオキシンはほとんど発生しないんだというような説明があったんですけども、余りにも短時間でやるという話だったので、私は一体どんなやり方でそれができるのか全く見当もつかないんですね。もしかしたら、この0.1秒というのが1けた、2けた違うんじゃないかという気もするんですけども、その点どうですか。

**○事務局長（金原憲昭君）**

この前1, 200℃のガスを70℃まで急速に冷やすことによって、ダイオキシンの発生を抑制するというシステムになっているというのはご説明いたしました。私どもも実際、その冷却する中を見たことはないんですけども、メーカーのほうの設計とか担当者に聞いたことをお話しますと、急冷洗浄塔というのがございます。直径が大体80cmぐらい、長さが6mから7mの円筒形の設備でございまして、そこに1時間400t程度の水を循環させております。そこに炉頂部、一番高いところですね、そのプラントで

見ますと6階部分になりますけれども、そこに来たガスが急冷洗浄塔のほうに入りまして、それで、そこで約0.1秒と申しておりますけれども、若干もう少し掛かるのかもしれませんが。この前の話では0.5秒ぐらいかなという話もして、何秒もというような話ではありませんけれども、そういった時間、ダイオキシンが最も発生しやすい温度帯、200℃から500℃というふうに言われていますけれども、その温度帯を短時間で通過することによってダイオキシンの再合成を抑制するというふうになっております。

結果として、ダイオキシンの測定がございまして。これは21年度の測定結果でございまして、0.1ngの国の基準に対しまして、0.0の下にゼロが4つつくような値、恐らく国の基準からしますと数千分の一というふうになっておりまして、こういった結果も、そういったシステムが功を奏しているものというふうに考えているところでございまして。

**○8番（上田 篤君）**

先ほど0.1秒か0.5秒かと言われましたけれども、これは大きな違いなんじゃないですか、時間的には。その辺どうかですね、もう1回。今、説明がありましたように、1時間に400tの水の中にガスを通して急速に冷やすと。水だけでそんなに急速に冷えるもんなんですか、どうですか。

**○事務局長（金原憲昭君）**

その辺は、先ほど申しましたように、私どもも具体的に中身を見たことがないので、説明によりましてそのようになっております。

また、0.1秒とか0.5秒と申しましたけれども、0.1秒というのは、先ほど申します200℃から500℃の最もダイオキシンが再合成されやすい温度域を通過するというんですかね、それが0.1秒というふうに聞いております。

**○8番（上田 篤君）**

中身を見たことがないと言われますけれども、私はこの質問は1週間、10日ぐらい前に出していましたよね。その中身について云々じゃなくて、その仕組みとかシステムは、もう少しわかりやすく私は説明してもらいたいと思っておりました。また今後で結構ですので、ぜひ何か資料がありましたらぜひ教えてください。

それと今、ショック・クーリング方式、これはこの間、ずっと順調に動いているんですか、どうですか。

**○事務局長（金原憲昭君）**

現在、先ほども結果としてのダイオキシンの測定結果が非常に極限まで低い数値を維持しているということからすれば、順調に動作しているというふうに思っております。



○8番（上田 篤君）

それじゃ、次に移りますが、ダイオキシン類の検査ですね。今、言われたように、国の基準からして数千分の一以下であると言われましたけれども、その検査の方法ですね、回数とか、たしか国のほうで基準があると思うんですけども、その辺どうなっているのでしょうか。

○事務局長（金原憲昭君）

ダイオキシンの検査はどのように行っているかというご質問にお答えいたします。

ダイオキシン野検査につきましては、ダイオキシン類特別対策措置法の規定によりまして、年1回以上の測定が義務づけられております。測定方法につきましては、日本工業規格に基づいて実施をいたしております。

また、検査箇所でございますが、各炉の脱硫洗浄塔の出口、ガスエンジン及びガスボイラーの煙突からの排出ガス、スラグ、金属水酸化物は保管場所からサンプルを採取いたしまして検査を実施いたしております。

なお、このダイオキシン類濃度測定は定例分析業務として、21年度は指名業者13社による競争入札の上、契約を行ったものでございます。

以上です。

○8番（上田 篤君）

国の基準としては年に1回以上ということですが、本組合の検査も年に1回やっているんですかね。そして、年に1回といたしても、時間的にどうやっているのかですね。何カ所かあるようですけれども、1カ所で1回測定してオーケーというふうに出しているのかどうか、もう少し具体的にお願いします。

○事務局長（金原憲昭君）

まず、ダイオキシンの検査回数ですけど、平成17年度については、国の基準は変わっておりませんが、年3回実施をいたしておりました。その結果、いずれも非常に少ない値であったものですから、18年度はたしか2回検査、19年度以降は1回検査ということでとどめているところでございます。

もう1つ、測定方法につきましては、採取場所が溶融炉やガスエンジンの煙突上部の接種口、煙突の上部ですけれども、4時間連続して排気ガスを採取して行う方法というふう聞いております。スラグとか金属水酸化物につきましては、それぞれ保管場所に1検体を抽出いたしまして実施いたしております。

○8番（上田 篤君）

検査の回数が17年度は3回、その後は1回ずつと言われましたけれども、

このほか、色々な資料を見ていると、ごみの量も違う、ごみの質も違うわけですね、季節によって。その点は考慮しなくていいんですかね、年に1回だけでいいんですか。

○事務局長（金原憲昭君）

より安心を高めるとなれば、もっと回数を多くということも考えられるんですけど、やはり経済性の問題も考えていく必要があるというふうに思いまして、一番我々として考えているのが、とにかく非常にダイオキシンに対しては良好な状況であるというのが根底にございます。

○8番（上田 篤君）

今、経費の問題を言われましたが、経費は1回幾ら掛かるんですか。

○事務局長（金原憲昭君）

経費でございますけれども、それはダイオキシン測定だけということですか。先ほど申しますように、ダイオキシンの測定も定例分析業務の1つとしてとらえておりまして、それだけ幾らかというのはちょっと今、資料を持っていませんので。（「全体で結構です」と呼ぶ者あり）ああ、全体ですね。1, 358万円という決算額になっております。

○議長（並川和則君）

上田議員。

○8番（上田 篤君）

この1, 358万円、これは1回ですよ。1回で、やっぱりこれは一般的な値段なんでしょうか。

○事務局長（金原憲昭君）

定例分析業務ですけれども、1, 358万円と申し上げましたけれども、そればかりじゃないということでございます。ダイオキシン測定は年に1回でございますけど、煤煙測定とか、ごみ質分析とか、スラグ分析とか、騒音と振動、悪臭とか、そういったものも含めまして実施いたしております、一番多いのが、要するにスラグ分析は年12回とか実施いたしております、その合計が1, 358万円の決算になっているというふうにご理解をいただきたいと思っております。

○8番（上田 篤君）

大体わかりました。この前、ここで日本環境衛生センターの西日本支局環境工学部の岩永先生ですかね。研修会があったんですけれども、そのときに先生にちょっとお願いして資料をもらったんですね。それにちょっと書いてあるのを1つ紹介して終わりたいと思うんですが、「ごみ処理技術は、経験・工学」と書いてあるんですよ。「平成14年12月のダイオキシン類の新規制値の適用を境に、一斉に次世代型と呼ばれる施設の稼働が始まったが、現在

のところ必ずしも順調と言える状況にはない。経験・工学という亡霊が、いまだに跋扈していると言ってもいいのではないか、これだけではなかなか詳しくはわかりませんが、とにかく技術がまだ未確立だと。だから、運転しながら改善していくのが今の技術なんだということを、やっぱりこの環境衛生センターの出しているパンフレットに書いてあるんですね。この間も色々裁判も含めて大きな問題がっておりますが、やはり私たちとしても、そういう立場からこの施設をしっかりと見て、協議、学習もしていく必要があると思います。

以上で終わります。

○議長（並川和則君）

一般質問を保留し、しばらく休憩いたします。45分より再開いたします。

（午前11時39分 休憩）

（午前11時45分 再開）

○議長（並川和則君）

休憩前に引き続き一般質問を続行いたします。

次に、4番西田議員。

○4番（西田京子君）

諫早市議会選出の日本共産党、西田京子です。通告に基づき一般質問を行います。

県央県南クリーンセンターは、諫早市、雲仙市、島原市、南島原市の4市で構成する県央県南広域環境組合が設置し、管理運営しているごみ処理施設です。構成市の分担金によって運営されておりますが、2010年度予算の分担金の合計は約23億6,000万円と多額の税金が投入されております。2005年4月に本格稼働が始まってから6年目になりますが、この間、多くのトラブルや問題が発生しております。

まずその1つは、2008年9月30日、組合は運営するクリーンセンターの燃料代など、当初契約と比べ過大だったとしてJFEエンジニアリング株式会社、JFE環境ソリューションズ株式会社の2社に対して、過去3年、平成17年度から平成19年度分、19億7,683万563円の損害賠償の訴えを起し、現在も係争中であるということです。この裁判の判決は、平成20年度以降の損害金の請求のあり方や今後この施設の管理運営にも大きくかかわってくるものと思われま

す。私は諫早市の6月定例議会で、この裁判について質問をいたしました。部長は、組合が裁判の中で施設の処理能力が不足し、コスト性能は契約上の定めを満たしていないために生じた損害であるという主張に対し、JFEはごみ質、ごみ量が変更覚書の前提条件と異なるため罰則は適用されないと反論

し、双方相入れない状況である、裁判の結審の時期は現時点では見通せる状況ではない、このように答弁をされました。

また、7月13日に12回目の口頭弁論が行われ、今後、その争点整理がなされていくということは、ただいま説明を聞いたところです。

これまでに要した裁判の費用は平成20年度、21年度で裁判の申し立て手数料や弁護士費用など1,100万円、組合が負担することになるとも聞いております。多額の税金を投入している構成市としては、今、この裁判の動向を注視すべきであり、また、このことについて関連した質問を3点させていただきます。

1つ目は、この施設から排出される物質は、すべて再資源化されますとうたわれております。副産物の排出量、売り上げ金額はどのくらい上がるのか、これは想定されていたと思います。その根拠と実績はどうかお尋ねいたします。

平成21年度決算の副産物の売却金額は62万4,586円となっております。現在係争中の平成17年度、18年度、19年度の副産物5品目それぞれの発生量と売却金額を示してください。

質問2です。平成21年度の副産物売却金額62万4,586円に対して、副産物資源化管理業務経費として、平成21年度決算は1,522万5,000円、過去4年間においても毎年1,500万円を超えております。当初の応札覚書では、搬送費用として約964万9,000円で応札されておりますが、その根拠を示してください。

また、平成17年度、18年度、19年度において、応札条件を超えた理由をそれぞれの品目で説明をお願いいたします。

資料によりますと、平成17年度は1,648万5,000円です。平成18年度以降は一律1,522万5,000円となっておりますが、なぜこんな結果になったのか。

まず、この2点について答弁を求めます。

#### ○管理者（宮本明雄君）

西田議員のご質問のうち、私からはスラグや金属水酸化物など副産物再資源化の概要についてお答えを申し上げます。

増え続ける廃棄物やその最終処分場の確保が年々困難になっていることなどから、政府は大量生産、大量消費、大量廃棄型の経済社会から脱却し、環境への負荷が少ない循環型社会を形成するため、平成12年6月に循環型社会形成推進基本法を制定いたしまして、発生抑制、再使用、再生利用、熱回収、適正処分の優先順位で、天然資源の消費を抑制するとともに、環境への負荷ができるだけ少ない社会を形成するとされたところでございます。この

法律の趣旨にのっとりまして、本施設におきましては、ごみ処理で排出される副産物をすべて再資源化して利用することとしたものでございます。

再資源化に当たりましては、副産物の運搬等の経費は必要となりますけれども、循環型社会の形成に資するものであるという環境面からも、また最終処分場の建設、運営経費と比較した場合の経済面からも、現在の方法がすぐれているのではないかというふうに考えているところでございます。

過去色々な経過がありながら、平成9年1月ですか、ダイオキシンの新ガイドラインということができまして、先ほど上田議員のご質問にも出てきましたように、0.1ngという数値が示され、そのときに連続運転、要するに高温で燃焼をし、ダイオキシンが一番発生しやすい時間を少なくするというので連続運転、具体的には24時間運転、それから熱の回収、焼却飛灰、スラグというようなことで、このガイドライン、平成9年でございませけれども、そういうものが出てき、そして、ここのガス化溶融炉というものの導入に至ったのではないかというふうに思っております。

再資源化と申しましても、今、廃棄されるものにつきましては、最近の車は廃棄を考えて製造していると。電化製品もそうでございますし、色々なものが廃棄物になったときの処理を含めて、その解体の方法とか再資源化の方法とかが検討をされて製品が製造されているというような時代になってまいりましたけれども、現在回収されているものは、それ以前にできたものが非常に多いというようなこともありまして、当面、この再資源化、そして回収という、省エネルギーということも含めまして、そういう時代がまだまだ当分は続くんじゃないかというふうに思っております。

どこも焼却灰の埋め立てとか、そういうものでは悩んでいると。ここはそれは生じていないというようなこともありまして、すべてを再資源化するというようなコンセプトでこの炉ができているというふうに聞いているところでございます。

私からは以上でございまして、他の部分につきましては事務局長から答弁をいたさせます。よろしく願いいたします。

#### ○事務局長（金原憲昭君）

ご答弁申し上げます前に、議長にお願いがございます。今の西田議員のご質問に対しまして、かなり金額とか数量とか、そういったものがございませので、資料を答弁の前にお配りさせていただきたいというふうに思っております。

#### ○議長（並川和則君）

資料の配付をお願いします。

（資料配付）

### ○事務局長（金原憲昭君）

今、お配りした1枚紙の資料でございますけれども、これは17年度から21年度までの副産物の売却した量、売却金額、それで、その運搬経費等にかかります副産物資源化管理業務経費と、一番下の左のほうはそれぞれ持っている搬送先並びに当初計画というふうなことでございましたので、平成14年11月に出されました契約設計当初からどのくらいの副産物が生成されるのかというふうな当時の予測の表を資料として出しております。この内容を踏まえまして、ご答弁をさせていただきたいというふうに思います。

まず、平成17年度の売却量につきましては、小数点以下は切り捨てますけれども、スラグが5,444t、工業塩が1,270t、金属水酸化物が376tで、売却金額は58万8,948円となっております。

18年度の売却量は、スラグが5,659t、工業塩が1,333t、金属水酸化物は608t、売却金額は61万4,588円でございます。

19年度につきましては、スラグが6,258t、工業塩が1,372t、金属水酸化物1,028tで、売却金額は68万2,294円となっております。

なお、硫黄につきましては、17年度から19年度まで発生した3年分の量は、メタルと合わせて、ある程度のまとまった量が必要という引き取り先の都合から売却しておらず、20年度にそれまでの発生量と合わせた244t売却したところでございます。

また、メタルにつきましては、ここは可燃物処理場でございますので、非常に金属物の混入が少ないんでしょうか、発生するメタル量が少ないこともございまして売却はいたしておりませんが、現在約5t、年にしますと1t程度出ているのかなというふうに思っております。

それから、稼働前の対比につきましては、平成14年11月に、当時、川崎製鉄から提出されました契約設計図書に提出された数量と17年度から19年度の3年間の平均の実績を比べますと、年平均でスラグが1,043t、工業塩が789t、金属水酸化物が600t、硫黄が34tと、それぞれ実績が多い状況でございます。

以上でございます。

### ○議長（並川和則君）

一般質問を保留し、しばらく休憩いたします。午後1時より再開をいたします。

(午後0時00分 休憩)

(午後1時00分 再開)

### ○議長（並川和則君）

休憩前に引き続き一般質問を続行いたします。

事務局長。

**○事務局長（金原憲昭君）**

先ほど来、ご答弁を漏らしておりましたので、副産物資源化管理業務の件についてお答えを申し上げます。

稼働前の応札条件時に提示された経費の金額は、消費税を含めまして、おっしゃるように964万9,500円というふうになっているところがございます。それぞれ副産物の品目に係る経費につきましては、これは全体での経費となっておりますので、個々には整理されておられません。

また、経費が稼働前の予定と比べ、増えた理由につきましては、それぞれ副産物の発生量が増えていることで経費が増加しているものになっておりますが、その超過分につきましては、ご承知のように、当初の覚書に基づいて損害賠償請求をいたしておりまして、その中の1つとしてとらえております。

以上でございます。

**○4番（西田京子君）**

答弁によりますと、副産物の発生量が多くなったので、経費がかさんできたんだということでしたけれども、そうですかね。

**○事務局長（金原憲昭君）**

はい、それが1つの原因だというふうに思っております。

**○4番（西田京子君）**

それじゃ、搬送先ですけど、最初からこの予定地であって、それによってこの計算ができていたというんですかね。

**○事務局長（金原憲昭君）**

もともとの搬送先については、ちょっと今、資料を探していますので、しばらく時間をいただければと思います。

**○議長（並川和則君）**

その点の答弁を保留して、次に進んでください。西田議員。

**○4番（西田京子君）**

それでは、私がここに資料をいただいています超過経費計算表ですね、こういうのがあるんですけれども、ここに搬送経費と売却費として、3年間、平成17年度、18年度、19年度のこっちからの超過経費として計算した中に、売却費の中に、例えば、これを見ますと、17年度は58万8,948円となるはずのところ、1万7,282円、こういうふうになっているんですけれども、そこら辺の説明をお願いいたします。

**○事務局長（金原憲昭君）**

それはスラグにつきましては、副産物の搬送経費は掛かっておりません。

スラグはすべて県内の業者の方たちにここまで取りに来ていただいた上で持って行っていただいているところをごさいますて、あくまでも搬送を前提とした副産物に係る経費、それと、それに対する販売額をそこに示したものでございます。

ですから、副産物の中でもスラグが量的に見ますと、そこに資料にあるように非常に大きい数字になって、大体7割、8割はスラグというふうになっておりまして、その分がそこには含まれていないというふうにご理解いただければと思います。

**○4番（西田京子君）**

じゃ、それは最初、覚書でそういうふうな明確なあらわし方がしてあるんですかね。

**○事務局長（金原憲昭君）**

入札指名業者に配付いたしました応札条件がございますけれども、その中で、スラグについては、引き取り、あるいは処理委託業者のあつせん、もしくは紹介ができることを前提としますとして、指名業者6社に指示していることから、結果、落札業者であります川崎製鉄から、スラグについてはあつせんできるとして、応札提示額から除いた金額が示されているところがございます。

**○4番（西田京子君）**

同じくまたこの表の中でですけれども、売却費、当初覚書の3年分ですね、合計が100万8,000円、間違いありません。それと、3カ年間の実績が6万2,857円、そこも間違いありません。

**○事務局長（金原憲昭君）**

すみません、今、議員が見ていらっしゃる資料の名前か何かおわかりになりますか。

**○4番（西田京子君）**

当初覚書と実質額の対比表、超過経費計算表。

**○事務局長（金原憲昭君）**

売却費が3年合計で100万8,000円、これは間違いございません。

**○4番（西田京子君）**

実質収入が6万2,857円、3年間で100万幾らの予定が6万幾らというのは、ものすごく想定されていたのが想定外だったなと思うんですけれども、その理由はどう思われますか。

**○事務局長（金原憲昭君）**

ちょっと確認する必要があるがございますけれども、発生量はそこに予定された、先ほど1枚紙の資料でお配りしたものでございまして、見込みですね。結果



として、当時、計画でしますと、3年間で100万8,000円、1年に割り戻しますと33万円ぐらいになりますけれども、その時分ちょっと調べておりますけれども、恐らく単価の問題もあったんじゃないかというふうに思います。

○4番（西田京子君）

先ほどの答弁の中で、搬送経費が高くなった理由の1つとして、発生量が多くなったと。発生量は多くなったけれども、じゃ、単価がものすごく安かったということなんですかね。そこら辺、今、調べているんですね。

○事務局長（金原憲昭君）

ちょっと確認したいと思いますので、しばらくその点については時間をいただきたいと思います。

○議長（並川和則君）

この点も答弁保留して。はい、西田議員。

○4番（西田京子君）

次の質問に移ります、まずは。

酸素発生装置について質問いたします。

溶融炉の処理効率を上げるために吸入する酸素の発生装置は2基設置され、これで賄う設計になっております。平成17年度から3年間の酸素発生装置の計画と実績をお尋ねいたします。

酸素発生装置の性能について、どのように認識されておりますか、答弁を求めます。

○事務局長（金原憲昭君）

酸素発生装置の問題でございますけれども、施設稼働前にJFEから提出された実施設計図書によりますと、酸素発生能力は1日に換算しますと138,720 $\text{m}^3$ と言うふうになっております。これに対しまして、17年度から19年度、3カ年の平均をいたしますと、酸素発生量は1日当たり134,611 $\text{m}^3$ というふうに、計画に対して約97%の発生量となっているところでございます。

一方、酸素使用量、使用する酸素量は、3炉運転した場合の3年間の平均使用量は1日当たり約160,000 $\text{m}^3$ というふうになっておりまして、発生量に対して不足する部分は液体酸素で補充せざるを得ない状況でございました。このことから、本来3炉運転時にも対応できる施設を建設当時の段階で設置しておくべきものであり、今回、裁判で設計段階の考慮不足による債務不完全履行としてとらえているところでございます。

○4番（西田京子君）

当初予定していなかった酸素の購入をしなければいけないということで、

この貯留槽が建設されたと思います。今、事務局長が答弁をされましたけれども、このことで平成18年8月組合議会で日本共産党の木村議員が、追加施設の建設費はこの施設建設の受注者であるJFEが負担すべきであると、このように主張しております。しかし、これに対して、当時の事務局長は、設計構造に欠陥があったため増設するものではない、ごみ量が計画量を超える状況が続くので、組合の施設というところから組合で設置するものとなっております、こう答弁されております。この資料を見ますと、その貯留槽の建設費も結局請求されているわけですね。ということは、その平成18年の議会の中での答弁はおかしくなるんですね。そこら辺はどういうふうに説明されますか。

**○事務局長（金原憲昭君）**

おっしゃるとおりという部分がございます。これまで平成17年度から18年度にかけて、補強工事というふうに称しまして4つの追加施設を造っております。これは当時の議会においては組合が負担すべきものと説明しておりますけれども、当時、搬入されるごみ量が想定よりも多く、またピットからごみがあふれるような状態の中で、毎日のごみをいかに処理するかが最大の課題でございまして、組合としましては、構成する26万人の生活に及ぼす影響があったため、早急な対応が必要と考え、当時のJFEが、ごみがあふれるとか、処理がなかなかできないとかいう混乱は、ごみが多いこと、また、ごみ質が悪いという主張を受け入れて設置を行ったところでございまして、当時の答弁においてはそのように、今、西田議員がおっしゃいますようなことで答弁をいたしております。

しかしながら、訴えの提起等でもご説明しましたように、平成19年度に行いました改善改良工事、その後のごみ処理状況を見る限り、ごみ量はそう変わらない、ごみ質もそう変わらない中で、非常に炉の能力は高まってきて、今までの説明はちょっとおかしいんじゃないかというふうなことになって、改めて検証した結果、もともと性能発注した施設がきちんと造られておれば、そういった補強工事も必要なかったものというふうに整理をして、訴訟に至ったということがございます。

以上です。

**○4番（西田京子君）**

それでは、この性能が発揮されていなかったということで液体酸素を購入したわけですがけれども、平成17年度から19年度まで3年間の液体酸素購入費は幾らですかね。もちろんこれはメーカーの負担になっていると思うんですが。

**○事務局長（金原憲昭君）**

そのことについては、ずっと過去も質問いただいておりますけれども、我々としてもJFEにいくらの液体酸素を購入して、どのくらいの経費を負担しているんだということも大分問い詰めておりますけれども、JFEは一切説明をしておりません。また、併せまして、先ほど申しました19年度の改善改良工事に係る経費等についてもJFEの負担だということだけで、具体的な金額は一切示していないところでございます。

○4番（西田京子君）

じゃ、今現在は、液体酸素は買わなくていいようになったんですか。

○事務局長（金原憲昭君）

液体酸素、先ほど申しましたように、3炉運転するときには不足をする。ただ、今、基本的に2炉運転で安定して継続できております。2炉運転のときは十分その必要な量を製造と申しますか、している状況にございまして、購入いたしておりません。

○4番（西田京子君）

じゃ、最終的にはこの追加施設は必要ではなかったということになるんですよね。

○事務局長（金原憲昭君）

裁判におきましても、そのように主張をしているところでございます。

○議長（並川和則君）

いいですか。じゃ、先ほど2つほど答弁保留があります。事務局長。

○事務局長（金原憲昭君）

やはり当初の応札提示額における金額100万8,000円につきましては、JFEのほうの単価をもう少し高くみていたということだろうというふうなことで確認しております。

○4番（西田京子君）

何回も説明をされておりますけれども、平成19年6月から平成20年3月にかけて実施されました改善改良工事ですね、これで初めて処理量が向上したと。今、安定した処理がなされているということですがけれども、今のような改良工事の後は順調に推移しているということであれば、この施設はやっぱり欠陥が原因でこういう請求もするような、裁判を起こさんばいかなようなことが発生したという見解になるんですかね。

○事務局長（金原憲昭君）

発注どおりの性能を発揮していない、債務不完全履行ということで、コスト面における性能欠陥というのは裁判においても明確化して必要な措置を求めているところでございまして、議員おっしゃるとおりというふうに理解しております。

○4番（西田京子君）

それでは、今、この施設をJFEに委託し続けているわけですが、この裁判によって、お互いに信頼関係というのかな、そういうのが薄くなったんじゃないのかなと思って、このままこの会社に委託しないと、ほかのところには頼めないという何か問題点があるんですか。今、何かそういう答弁されていましたけど。

○事務局長（金原憲昭君）

JFE以外のメーカーにこの施設運転管理をお願いするのは非常に難しいというふうに思っております。したがって、裁判では、一種のけんかと思えますか、そういった状況にはございますけれども、現場においては協力し合いながら実際やっているというふうにご理解いただきたいと思っております。

17年度当時の搬送先でございますけれども、これがもとになっているというふうに思っております。それは先ほど申しましたように、県内の業者のほうに引き取りということになっておりまして、メタルについては具体的には副産物の再資源化の企業名は控えさせていただきますけれども、メタルは大分県の方、工業塩につきましては倉敷、金属水酸化物は秋田県ですね、それと硫黄については大分県というふうになっておるようです。（発言する者あり）

先ほどお配りしました資料とは違っておりまして、これはあくまで17年度当時の排出予定先で、先ほど配りましたのは21年度の直近の搬出先でございます。幾らか違うところはございますけれども。

○4番（西田京子君）

じゃ、この搬送に係る業務は一括して1社に頼んでいるということですね。そして、金額が1,522万5,000円、平成18年度以降ですか、一律になっているというのも何か理由があるんですか。

○事務局長（金原憲昭君）

金額が1,522万5,000円というふうになっておりますのは、例えば、量が増えた場合は経費がかさんで、少なければ少なくなるんじゃないかという話でございますけれども、単純に単価契約、ガソリンとかコピーとか、10幾らとかというもんじゃなくして、この業務につきましては、常に引き取り先の業者との連絡関係とか、業者の要望を確認した上で搬送をするとか、また新たな搬送先の問題でございます、そういったところもずっと従前に確認しておく必要がございますので、1台当たり幾らというふうな単価契約はそぐわないんじゃないかというふうに思っております。

○4番（西田京子君）

この1,500万幾らというのが一律になっている、その金額がもうそれ

で決まって、これから先もずっとということになっているんですか。その契約の仕方ですか。

○事務局長（金原憲昭君）

契約の仕方は、まず私どもで搬送先を確認しまして、それまでの運送経費とか、そういったものを算出して予定設計書を作りまして、それに対しまして、J F Eと随契をしておりますけれども、J F Eがこの価格でということ、その予定価格以内であれば、1, 5 2 2万5, 0 0 0円であれば契約をしているところであり、その辺はあくまでも私どもの設計、またJ F Eの価格と申しますか、入札額と申しますか、そういった価格でもって契約をいたしているところでございます。

○4番（西田京子君）

契約された運送会社ですか、そこはどこですか。

○事務局長（金原憲昭君）

あくまでも契約はJ F Eとやっております、運送会社と直接やっているわけではございません。運送会社と申しますか、輸送会社についてはJ F Eですべて手配しております。

○4番（西田京子君）

すべて手配するのは任せてもいいと思うんですけど、どこが請け負っているのかぐらい知っておかんばいかなでしょう。

○事務局長（金原憲昭君）

私どもで当然必要なのは、副産物もJ F Eに販売をしておりますけれども、製造物責任という意味では、ある意味で責任がございまして、したがって、受け入れ先の受け入れ伝票と申しますか、何月何日何時にこの品物をこれだけの量を受け取りましたということはJ F Eを通じてすべて確認をいたしております、ただ、言われるように、その中に運送先の会社もありますけれども、今、ちょっと覚えていないという状況でございまして。

○4番（西田京子君）

知っているけど、覚えていないということですね。わかりました。

それで、今まで私が3点ですね、副産物の売り上げ金額、また、それに係る経費、そして液体酸素貯留槽について質問をいたしましたけれども、それぞれの回答によって、この施設が最初から欠陥じゃなかったのかなと思われる。私たち年間24億円出している構成市としては、もう本当にできるだけ少ない経費で健全に運用をしていただきたい、この思いは皆さんも同じだと思うんです。ですから、今、答弁の中で、わかっているけど答えられないとか、そういうふうなことじゃなくて、やはり私たちはこの議員として少しでもわかるのはわかって、できるだけ市民の負担を軽くしたい、そういう思い

であります。1日も早くこの裁判がいい結果で終われることを願いながら、私の質問を終わります。

○議長（並川和則君）

次に、10番柴田議員でございます。柴田議員、お願いします。

○10番（柴田安宣君）

10番柴田でございます。質問に入らせていただく前に、議長にお願いして、私が今から質問することに関する資料を作っておりますから、皆さん方に配付していいかどうか、お願いをしたいんですけど。

○議長（並川和則君）

柴田議員のほうから質問等の資料ということで皆さん方にも資料をお配りしたいということでございます。皆さん方、資料を求めますか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（並川和則君）

そしたら、配付をお願いします。（発言する者あり）

○議長（並川和則君）

一般質問の関連の資料ということでございますので、それを皆さん方が必要なのかなのか。本来ならば柴田議員の一般質問の手元資料でございます。だから、皆さん方には必要はないと思いますが、そういう申し入れがありましたので、必要かどうかをお尋ねしたところです。ということで、必要ということでございましたので、配ります。もう私は要りませんという方がいらっしゃれば、受け取らないでください。（発言する者あり）

そしたら、ちょっと休憩をいたします。その場で。

（午後1時27分 休憩）

（午後1時48分 再開）

○議長（並川和則君）

休憩前に引き続き一般質問を続行いたします。

柴田議員、一般質問をお願いします。

○10番（柴田安宣君）

質問させていただきたいと思います。

通告順に1号から4点ほど出しておりますけれども、炉の導入と性能発注について応札条件と性能保証に関する覚書と発注仕様書はどういう経過で行われたのか。入札から実施設計図書まで含んだことについて質問させていただきたいと思います。

私も組合議会議員になって3年ちょっとになるわけですがけれども、どうしても合点がいかない分が相当あったんです。3年も務めておっても、結局、年に2回の議会しかないというふうなことで、1年に2回ということで合計

6回になるわけですが、その中で、お互いがこの炉の問題でどうも意見の違いがあったと。それは何でかといいますと、この炉は発注して造ったんだということが合点がいかなかったんです。それぞれの発注した品物をどこでも発注して造るわけだから、どこが違うのかというふうなことで、ずっと本体から調べてみたら、やっぱりここで書いてありますとおり、工程表を見ていただければわかるんですけれども、この工程表の中でいきますと、平成9年ぐらいからずっとこの炉についての始まって、平成11年、12年という形で14年、15年、16年とあるわけですが、この中で見積もりをしてみたり、応札条件を提出してみたり、それから、それに係る回答書、それから、入札を決める業者の前に発注仕様書というふうな形の文書が出されて、それに発注仕様書と応札条件に可能な人たちが入札に参加してきたというふうなことで、この炉は年間に80,665tのごみを処理する炉であって、そして、年間の経費で応札条件にかなう6億7,000万円ですか、それ以内でおさまる経費である炉であるべきだというふうなことで発注をかけ、それに見合う発注仕様書というものを作り上げて、そして入札した結果が今度のこの炉の導入につながったということがどうしてもわからんもんですから、こういう資料をもらいながら調べてきたのが現在の心境でございます。

ですから、こっちの注文に応じてメーカーが造ってきて、そして、実施設計書は入札の後にこういう炉をこういう形で実施しますという形ででき上がったと。それを受け取って精査した結果が、こういう流れになったというふうなことでございますから、この流れの中で一番気になるのが、覚書の変更に基づくそれぞれの違いが出てきたというふうなことでございます。

ですから、僕はそういうふうな解釈でおるんですけれども、今までの応札条件から実施設計図に至るその人たちがどういうかわりを持って、この組合と、それから、それにコンサルがおったはずですから、その人たちとどういう形でかわりを持ってきて、これができたのかということを伺いたいですけれども、ひとつよろしく申し上げます。

#### ○事務局長（金原憲昭君）

ただいまのご質問についてお答えを申し上げたいというふうに思います。

まず、この施設の年次的な経過、今、お配りいただきましたけれども、平成11年度の流れがございまして、その辺をご説明申し上げます。

まず、本施設建設の年次的な経過につきましては、平成11年12月でございます。ごみ処理基本計画を作っておりますけれども、その中で施設規模を1日当たり300tというふうに計画をいたしております。

次に、平成12年11月、ごみ焼却施設の見積設計図書等を聴取するため

に参考見積発注仕様書を策定しまして、それをもとに見積業者4社から見積設計図書を受理し、併せて応札条件の参考とするための応札条件に係る回答書を平成14年5月1日付で受理をいたしております。見積業者から提出されました見積設計図書については、委託コンサルにより技術的な評価を行いまして、平成14年6月に技術評価報告書を作成し、また、平成14年8月、発注仕様書を作成しております。

発注仕様書等の建設に係る図書の作成と並行いたしまして、平成14年8月12日、機種選定小委員会でごみ処理方式を熱分解ガス化溶解方式に決定がなされ、また、指名審査委員会で指名業者6社が決定をされております。

平成14年10月15日に入札指名業者への応札条件を指名業者6社に提示し、同じく10月22日、年間経費内訳書を確認した後、平成14年10月30日、建設工事の入札が執行され、147億円で当時の川崎製鉄が落札したところでございます。

工事の落札を受けまして、平成14年12月2日、当初の覚書を締結し、平成14年12月9日、契約設計図書を受理いたしております。その後、平成15年12月に実施設計図書をJFEから受理し、平成16年12月22日に変更覚書を締結し、現在に至っているという大まかな流れになっております。

#### ○10番（柴田安宣君）

わかりました。この年表をもらって、ようやくわかって、今、聞いてわかったわけですがけれども、この変更覚書が色んなもんで影響をしてくるわけですがけれども、この発注仕様書から、それから、この中で今、言われた部分に関しては、選定委員会をつくる前の段階からそれぞれ、今、ここに書いて出しております総合エンジニアリングというコンサル業務をお願いしてある会社があるわけですがけれども、これが平成11年からこのコンサル契約を結んで今日まであって、20年に倒産してからなくなっているわけですがけれども、合計で4億1,400万円の金額をコンサル契約を結んで、この発注仕様書から何から作ってもらい、それから相談を受けながら現在まで来ているというふうなことで、20年まで来ておったわけでございますけれども、この本体の変更覚書に関しては、どういう経過でこの会社を入れて相談相手になっていただいて、この計画の中で入ってもらわなかったのかなというふうに思うんです。

というのは、平成14年5月1日に県央県南広域環境組合が日本でトップクラスのメーカーに技術説明会をやっているわけです。その中で出席して説明会を主催してやっていただいたのが総合エンジニアリングで、参加した業者は荏原製作所、川崎製鉄所、新日本製鐵、タクマですね。この4ガス化式



のメーカーを呼んで、ここで説明会をやっていると。メーカーにこの応札条件とか、それぞれの技術指導とか説明会をやるぐらいのメーカーが手元におりながら、そういうことを何でこの変更覚書の仲間として受け入れて、その席で連れてくれば、こんなへまな覚書の変更はできていなかったんではないかという気がするわけですがけれども、そこら辺はどういうふうに解釈をしていいのか、説明をいただきたいんですけれども。

#### ○事務局長（金原憲昭君）

変更覚書の締結に当たりまして、専門の技術者、コンサルをどうして入れなかったかというふうな質問でございます。

変更覚書は実施設計図書の完成に伴いまして、実施設計に見合う変更が必要かどうか、内容をどうするかが中心で、実施設計図書により基本的な変更はなく、そのため専門技術者を入れる必要はないと考えていたところによるものでございます。

メーカーとの協議の内容は、保証の対象になる分とそうでない対象外とする施設の区分を特定することが1つでございました。ほかに主なねらいとしますと、当初覚書における用役の保証金額、それを用役量に換算しておきませんと施設性能の日々の検証ができないという不都合が見込まれたこと、また、組合といたしましても、用役費を数量化しておきませんと予算が組めないという不都合があったことでございます。そのため2者で協議を行っておりまして、J F Eに変更の原案を作成させ、これをたたき台にしながら協議を重ね、成文化したものでございます。

いずれにいたしましても、変更覚書はJ F Eが債務の本旨に従って施設を建設することを大前提としたものでございます。

また、変更覚書の開示につきましては、従前、これは何度も申し上げておりますけれども、企業の技術的なノウハウにつながる技術的詳細と申しますか、そういったものも含まれておりますことから、やはりJ F Eの申し出等もありまして、開示は控えるというふうな手続をとったものでございます。

以上でございます。

#### ○10番（柴田安宣君）

さっきも質問をされよったんですけれども、覚書の変更に関しては議会に諮る必要もないしというふうなことで、一方では、20年2月20日には事務局長自身は答弁の中で、変更覚書を取り交わすに当たって管理者と詳しい説明をしながら、事務局、もしくは管理者と決裁をいたしましたという答弁があっているんですけれども、実際、そのときにおられた吉次市長は管理者として、この文書は初めて見ましたと、私もよく精査してなくて決裁をいたしましたというふうな答弁をその日にされたんですけれども、それからい

きますと、この事務局とJFEと秘密裏に取り交わして、議会にも報告なし、副管理者にも説明もしていないという文書は、恐らく後々影響するであろうという気がするわけです。しかも、この私が出している資料で見ただければわかるとおり、簡単に思われがちなんですけれども、この覚書の変更に生じて出てくるであろう数字は、ここの下の方にあります14億6,100万円と変更覚書に書いてありますよね。これは管理費として上がっておりますし、それから、それは3年分のトータルです。ところが、これはほとんど維持補修費なんです。この計画からいきますと、これは覚書の応札条件からいきますと、向こう15年間で30億円補修費を計算してあります。という数字があるんです。それを補修費だけでいけば、4億8,000万円ぐらい年間に掛かると。応札条件からいきますと、30億円を15年で割れば2億円なんです。そこで明らかに倍以上の数字の違いが出てきているんです。それが1つ。

もう1つは、ここにあります電気、それからガス代、ガスはt数で明示してありますけれども、電気代は自分の炉が7,500kwの発電能力があるから、これを順調に稼働させればプラス・マイナス・ゼロになり得るだけでの電気量が出てくるから経費はゼロでいいですよというのが、この変更覚書のもとになる数字なんです。あとはLNGに関してはt数で書いてあります。

ですから、それとプラス、この応札条件からいきますと、人件費、これが年間に2億1,700万円、それ以内にしなさいとなっているわけですがけれども、これからいきますと、変更覚書の後で計画をして、運転管理業務委託契約というやつが3億5,000万円余り別項に出てきています。これは変更覚書に基づいて取り交わして現在に至っているわけですがけれども、その中で一番気になるのが、一番後ろのほうで1億円余りの薬品代が出てくるわけです。その金をここで巧妙に運転管理費の中に入れて込んで人件費と合算してしまったのが、このやり方のもとになるであろうということで、よく精査し、表も裏も見てみないと、これがわけわからんような形になってきているというふうに私は解釈するんです。

ですから、こういう大事な年間に4億円も5億円も、3年間で14億円の変更する事業を、これはさっき言ったとおり、この発注仕様書のもとになるのが応札条件なんです。そして経費が5億8,700万円ということでJFEが取り交わした覚書に基づいて実施設計どおりに造りなさいということで発注したわけです。それが炉を運転する前にこういう変更をすること自体がちよっとおかしいことが1つあるし、その数字を明示するならば、議会、もしくは管理者、もしくは副管理者に詳しい説明をしてやってきておって、しかも、さっき言う総合エンジニアリングとタイアップして運転管理業務の建

物を造ったり、炉を造ったりする管理委託業務を造ってあるわけですから、この人たちを入れて変更しておるなら、こんなことには絶対なっておらんと私は思うんです。ですから、発注して造った品物が発注どおり経費が掛かり過ぎるから、うまいぐあいにごまかされてやったにしかすぎんだらうと私は思うんです。ですから、あなたたちは優秀な人ばかりですから、大した事業ができると思うんですけれども、しかし、それからいくならば、その上の人たちが日本のトップクラスの企業を向こうに回して、詳しいやりかえをするなら、総合エンジニアリングの発注仕様書を作った会社に何で相談しなかったのかと、そこら辺が非常に疑問に思うもんですから、そこら辺がどうしてもいきさつがわからんもんですから、こういうふうなことで聞いておるわけですけれども、いかがですかね。

#### ○事務局長（金原憲昭君）

今の質問自体には私もちょっとついていけないところがあったんですけれども、やはりこれまでの経過につきましては、今現在、裁判中でもありますので、お答えできないところがあるんですけど、まず、基本的には最初の応札条件を、今の変更覚書はその枠を超えるものでなく、あくまでも応札条件、最初、応札提示額がございますけど、その範囲の中で金額にしても動いているということをまずご理解をいただきたいというふうに思っているところでございます。

#### ○10番（柴田安宣君）

それぞれの数字のとらえようと思うんです。あなたはこの覚書、もしくは応札条件に見合う経費の中で動いていると言われますけれども、その金額の中で、何で補修点検費が管理費として14億6,000万円という、そこで抜かれているのか。補修費はもともと年間で2億円ぐらい、この説明書からいきますと、5年に1回ぐらい大幅な改修をしなきゃいかんから、それを含みますよということで、それまで入れて15年間で30億円の契約を結んだんです。それが応札条件のもとであるし、それにかなう人間が、今、あなたが説明した工程表の中で出てくる、そうですね、年間経費内訳書というやつが応札をする条件として出ております。それをクリアした会社が入札に参加したわけです。ですから、新日鐵であろうとどこであろうと、ここの出されている会社の中の全部がクリアをしてきたんです。だから、ほかのガス化改質方式であるなら、それも今の経費6億7,500万円以内でやれますという数字が出て、それから入札が施行されているわけですから、こんなクリアしておりますということ自体が僕はおかしいと思うんです。だから、補修点検費はこの中で入っていないんですよ、年間の経費の中では。ですから、ここで人件費とか、それから副産物の輸送費とか、そういうもろもろも少し

ずつ入っておりますけれども、そんなら、あなたが言われる数字、これを補修費から、人件費から、ガス代、電気代、全部入れて、残渣処理費まで入れて、さっき問題になりよったですよ。50何万円売るために1,600万円もどがしこも掛ける経費、残渣処理費として要るならば、それも経費の中に入れるべきなんです。だから、それからいきますと、それまで含めて、あなたは6億7,500万円応札条件にかなうんですか。違うでしょう。そこら辺をもう1回確認しますけど、いかがですか。

#### ○事務局長（金原憲昭君）

まず、変更覚書に基づきます3年間の運転管理、維持補修14億6,100万円、これにつきまして単年度に割り戻しますと4億8,700万円になります。これには、言われるように、用役費は数量換算しておりますので、金額的には含まれておりません。

ただ、言われるように、毎年2億円、15年間で30億円の維持補修費もこれに入っております、4億8,700万円に。その中に入った金額、それと薬品代等を含みます人件費、運転管理費の合計が4億8,700万円というふうになっているということを、先ほどのご質問の中で私はそのように理解されていないというふうに受け取ったものですから、まずその点を確認いただきたいと思います。

#### ○10番（柴田安宣君）

もう1回聞きますけれども、この県央県南広域環境組合が主催して平成14年5月に開催されております業者による総合エンジニアリングの説明会がされていますよね。その中では、薬代から、人件費から何から、応札条件についての説明は全部あっているんです。今、抜かれた薬代も入っているんですよ、6億7,500万円の中で。この資料があるでしょう。これは情報公開条例で私がいただいた分です。ですから、この中ではそれぞれのメーカーにそれぞれ電気代とか、ガス代とか、t当たりどれぐらいの処理ができますとかというやつが一切入った上で出てきた数字は6億7,500万円です。ですから、薬代ということで運転管理業務委託契約の中で、それを別個1億円余りの金を抜くこと自体がおかしいんですよ。応札条件の条件から覚書までの総額でそれが入っているわけですから、それを変えて、また別個請求かけて運転管理業務で契約すること自体がおかしくなるものですから、果たしてこれが僕の頭じゃどうしてもおかしいと。だから、おかしいことをするならば、最初からプロの総合エンジニアリングがそこにおるわけですから、何で審議の中に入れてくれなかったのか。入れたら、こんなことになっていないんですよ。

だから、素人が、中学生相撲ぐらいの力で東京の大相撲と勝負したような

もんですから、こういうことで精査がよくできない中でこういうことになって、今、大変な思いをしているのが現状であると思うんですから、総合エンジニアリングがいなかったらいいんです。ここにありますよ。あなたたちからもらった発注仕様書、これを情報公開条例でもらいました。この膨大な資料をその総合エンジニアリングは作っているんですよ。これが発注仕様書なんです。これに基づいて入札してきているんですよ。これからいきますと、途中で変なふうな覚書の変更をしていないと。これは順調に燃やしながら、経費の分にしても応分の負担は、増えた分は川崎製鉄、JFEが払うべきというふうになっているんですよ。超えた分は一切川崎製鉄が払うべきなんです。それをさっき言う覚書の変更をすることによって、あっちに抜き、こっちに抜き、数字のトリックでこういう形の変更がされた結果が今の事態で、一昨年2月20日に、これは僕単独でやったんじゃないんです。応札条件、もしくは当初覚書に基づいて、この3年分の精査をするべきだと、附帯決議で全会一致でこれは通しているんです。ですから、今、あなたたちが出されている数字は、変更覚書に基づいて物を言うことには相ならんわけです。議会の意思とすれば、もともとその覚書と応札条件に基づいて精算をし、それで、しっかりやってくださいということで予算を通したわけです。ですから、一部の意見じゃないんです。みんなメンバーが交代をして、相当数の入替え、副市長、副管理者、管理者を含めて、お互いが議員がそれぞれの交代があっているもんですから、改めてそういうことについての意見を求めるために質問しているわけです。ですから、慎重にそこら辺の答弁についてはそういうことでやっていただきたいんですが、いかがですかね。

**○事務局長（金原憲昭君）**

おっしゃいますように、平成20年2月議会で当初の覚書に基づいて、JFEと交渉するというふうな附帯意見をいただいております、これまでも何度も申しております。我々はその最初の応札条件5億8,700万円を前提に、これまで掛かった経費、17年度から18年度でございますけれども、それを前提に訴訟を起こしております、今、柴田議員がおっしゃることと何ら違いがないというふうに思っております。

**○10番（柴田安宣君）**

違いがないなら結構なんです。ただ、そのときの決議で、そのとおりで精算をし、なおかつJFEが乗ってこなかったもんですから裁判になって、今日になっているということで解釈をお互いがしているわけですがけれども、全体として、やはり時代が変わってくるわけですから、上限の20%ぐらいは、これは認めざるを得ない時期も来るでしょうけれども、ただ基本的に、一方では、この運転管理委託業務は既に2回切りかえてきているんですよ。そ

の中で書いてあるのは、変更覚書に基づいた運転管理業務委託契約なんです。それも議会には全く報告もなしに委託契約を結んでいる既成事実ができています。僕らが100遍大きな声で言っても、事実上、公印をついて、委託管理業務を遂行中の状況であるし、一方では精査していなくても、一方では変更覚書に対しては、当時の管理者である吉次市長が公印をついているわけです。ですから、非常にジレンマに陥るような状況で今日になっているわけなんです。決してあなたたちだけのことを言うつもりはないんですけども、これだけの機械とこれだけの化学物質を、精密機械と一緒になんです、この炉は。ところが、残念なのは、このデモ機が動いたのが平成10年ですか、千葉県のカサマにあるデモ機が1台だけ動いている中で、この炉のデータを持っているのはJFEだけなんです。そして、それに基づいて、これが動くときになったら、えらい金喰い虫になるぞということがわかっていたのはJFEだけなんです。僕らはわかっていない中で、それをまさかそんなことしないでろうというふうなことで紳士協定のごとく結んできたのが現実に至っていると。ですから、いい人間ばかりであればいいんですけども、そこまで行く前に、何でコンサル業務を4億円も委託している会社をそばに置きながら、メーカーに説明のできるコンサルを置きながら、何でそこら辺で消してしまったのか。

最後の項目の中で、総合エンジニアリングに対してはファクスで送信したとあります。そのときは3日に1回ぐらい、この場所に来ているはずなんです。何でかと。建物に対して、またリレーセンターに対しても、全部設計の管理業務を委託してあるわけです。しかも、発注仕様書から何から、その業者に頼んでいるでしょう。その業者がここにおりながら、金払った人間がおりながら、相談役として何でその場に入れなかったのかと。その結果がこれなんだと。

あなたと私と思いは一緒なんです。この裁判は、発注して造った炉ですから、勝つのが100%、勝つのが当たり前なんです。途中で変な契約とか変更があつてきたもんですから、予定どおりいかないというのが現状なんです。戦いに負けるとすれば、当時の事務局長、もしくは管理者、この人たちは莫大な損害賠償を訴えられる場合もあるわけです。ですから、勝つ戦いをするためには謙虚に、その時点でごまかさんで、議会も、あなたたちも、僕らも一緒なんです。変に容認したら、今度は議会も責任を問われるんです。ですから、皆さん方が今までのやった経緯については、概要版というようなことでおぼろげにわかるようなもんで議会の説明には使つてあるんですけども、実際、契約の変更を取り交わしてから3年余りそのままなし崩しでなつておつたもんですから、こういう結果に原因としてなつてきたということで、ど

うしてもその変更覚書をしたときに、その会議の中で皆さん方事務局だけで何でしたのかと再度聞きたいんですけど、いかがですかね。

#### ○事務局長（金原憲昭君）

基本的にコンサルを除いて変更覚書協議を進めたというのは、先ほどご答弁したとおりでございますけれども、併せて、当時、非常にJFEは紳士的な、協力的な対応をとっていたというふうな背景もあるやに聞いております。しかしながら、今となってはですけど、当時はこういったなかなか処理ができない、コストがかさむというふうなことも想定していなかったのではないかなと思っておりますけれども、一般的に確認したところ、こういった協定とか結ぶ際においては、やはりコンサルまで委託をしてやるということは非常に少ないというふうなことも確認いたしております。

#### ○10番（柴田安宣君）

先ほど建物に対して変更する場合、1億5,000万円以上というふうな答弁をほかの同僚議員に説明がありよったですけども、これは金額的にもっとかさむ金額の変更なんです。だから、変更する場合はもう少し謙虚にやるべきだと。特に、あなたたちが平成20年の総合エンジニアリングがつぶれて、石河環境エンジニアリングに変えたときに僕は監査をしておったものですから、何で変えたのかと、この金額はどうしたことかと聞いたら、これに対する答弁書が出ております。これは石河エンジニアリングは総合エンジニアリングの元社員がおって、この人たちを抜きにしては裁判も戦えないと、非常に重要視した答弁書が出ているんです。だから、長いこと、この機械、この炉全体から見て、こういう総合エンジニアリングに負担をかけながらやってきた分があるわけですから、よそはともかくとして、これだけの技術者を置きながら、それだけ信頼関係を結んでおって、そして目の前で変更をしておるとに、何で相談しないで、どうも変に思われてしょうがないんです。

ですから、現在、多大な経費と損害賠償を裁判中ですけども、勝つためには何としてでも、これは戦いに勝たないといかんわけです。だから、向こうのほうから乗せられて、ごまかされた分があるんですけど、ある分はある分として、率直な気持ちで統一の腹で戦うような形で勝ち取るということを前提でやるべきだと。経費もかさむし、弁護士も2人も3人も要らんとか言われるところもあるでしょうけれども、勝たないと、今から先、この炉は造ってから最終的に20年近く動かさんばいかんと言われておりますから、そうしていけば、炉自体も将来性を考えれば、その経費は膨大な経費が出てくるわけです。ですから、おれたちだけでやったとがどこの悪かとかじゃなくて、そういうごまかしをされた結果がこれですから、責任はあなただけじゃなくて、その前任者から前の管理者、副管理者等も問われるだろうというふ

うに思うものですから、そこら辺をどういうふうにお考えなんですかね。

○管理者（宮本明雄君）

この炉は性能発注という形で発注をされていまして、そしてまた、今、裁判で争っていますのは、性能欠陥だというふうなことで争っているというのが現状でございます。ですから、性能発注というのは、これだけの性能をこれだけの経費を掛けてやって、その性能をちゃんとおさめてくださいよというのが性能発注のやり方でございます、その性能を十分に満足していないということで今は性能欠陥だという裁判を起こしていると、基本的にはですね。その中で、用役費の問題とか、補修費の問題とか、そういうものが出てきているというのが現状ではなかろうかなというふうに思います。

過去の経過は、はっきりしたことは私も存じ上げておりませんが、勉強はさせていただいておりますけれども、当初、平成17年4月からこの炉は稼働をし、そして契約をしましてすぐ、契約をしましたのが平成14年ですかね、それからその後、稼働の前の、ですから、16年12月ぐらいですか、変更契約というのをしているんだというふうに理解しておりますけれども、そういう経過をたどりながら、初期的には焼却ができなくて長崎にごみを委託してみたり、そういうことがありまして、炉の補修とか。当初はどうも初期故障だというような思いがあったのではないかと。ただ、何回かの補修を重ね、その後、補強工事ということで18年に4つの工事を行っておりまして、19年6月から20年にかけて改良補修と、改善改良工事と言うんでしょうか、それが行われていると。それを見まして、用役費の問題はありますけれども、一定のごみの処理ができるようになってきたと。これは当初の契約を満足していないんじゃないかということで裁判に踏み切ったというのが今の経過だろうと。大まかに言いますと、そういうことになっているということで、柴田議員もおっしゃいますように、この裁判に勝利するということが大前提ということになります。

過去に色んな、今、思えば、こうすれば良かったのかなというのはあると思います。私もそう思う部分もございます。ただ、そのときには、先ほど上田議員ですか、経験・工学というようなこともおっしゃいましたけれども、まだまだどこの炉も満足できる新時代のガス化熔融炉、ガス化改質炉ということで新時代の新しい炉でございますので、そのころには一定の、何と申しますか、キャリアと申しますか、実績があると申しますか、なかなかなかったというのも経過としてはあると思いますし、そしてまた、先ほどごみの分別とかの話の中でも出ましたように、ダイオキシン問題が非常に大きく取り上げられ、そしてまた、その技術開発が各メーカーによって競争が行われた時期ということもあります。今、思えば、そういうこともありますけれども、



今は何はともあれ、この裁判を早く決着したいという思いもありますし、勝利をしたいという思いが私どもの考え方でございます。

一方では、このごみ処理というのは停止するわけにはまいりません。今、順調に燃えておりまして、処理ができておりまして、ごみの量がどちらかといえば連続運転するには足りないということで、5月も行いましたかね、それで、7月から8月にかけて2週間ほどの停止といたしますか、計画停止をして、ごみの量を調整していくというようなことをやっております、一定のごみを処理するということにつきましては、一定の能力を発揮してきているというようなこともありますけれども、いずれにいたしましても、運転管理自体はノウハウを持っているところしかできないと。どこでもできるような施設ではないというようなこともありますので、運転業務としてはJFEのほうにお願いをしていくという必要がありますし、裁判は裁判でこれは勝利しなきゃいかんと。ただ、民事の裁判でございまして、例えば、19億数千万円の損害賠償をしておりますけれども、請求をしておりますけれども、これはガスというか、燃料費の高騰とか、そういうのはありますが、何が勝利かというのは、そのときに皆様方でご判断をいただく話だろうというふうに思いますけれども、その19億云々ということじゃなくて、私たちが主張しているものが認められるかどうかということが一番問題なんじゃないかと、それに金額がついてくるんじゃないかというふうに思っております、ぜひこの裁判に我々の主張を通させていただきたいなというふうな思いがいっぱいございまして、責任の問題とか、色々ありますけれども、その責任というものがどういう責任なのかということは、ちょっとここは一部事務組合という組織でもございまして、そういう意味では、なかなか責任論というのができにくいような組織でもございまして、その時々判断が正しかったのか正しくなかったのかというのが責任ということになるだろうというふうに思うんですけれども、そのときはそのときの判断があったらというふうにも思いますし、もう少し時間が経てば、うまくいくのかなという期待もあったんじゃないかなと、今、思えば、そういう推測もできるというわけでございます。

何はともあれ、この裁判に頑張りたいというふうに思っておりますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

#### ○10番（柴田安宣君）

質問がごちゃまぜになって申しわけなかったんですけども、確かに管理者が言われるとおり、勝つということが前提であるし、しかも、こっちでこの80,665トンで6億7,000万円等の金額でできますという業者だけに発注をかけて指名に入れて、させた炉でございまして、ですから、基本的

に勝つのが当たり前と思うんです。それを勝てなかったとなってくれば何なのかということで、それは責任は当然問われると。どこかの県知事が不正な間違った出費をしたということで、退職された後に請求をされた例もあるわけです。だから、吉次市長がどうだというんじゃないんですけれども、20年2月20日には、よく精査していなくて印鑑ついているけれども、責任は一切私でとりますということは、答弁上、言われてはおるんです。ただ、それだからどうだこうだじゃなくて、戦いは発注をして、造ってもらって、僕の会社はこれをできますとって約束して今日まで来ているわけですから、そのJFEだけじゃなくて、新日鐵でも、タクマでも、その荏原でも全部クリアしてきているんですから、この会社だけが特別なものじゃないんです。ですから、ほかの会社で頼んでも、その金額はクリアできる状況であったわけですから、決してえこひいきじゃなくて、公平に見ても、この会社とつき合っていかなきゃいかんということは認めているんです。けれども、さっき言うように、発注して造った品物と向こうから提案して、そして、こういう実施設計でやりますから大丈夫ですよということまで含めて契約にしているわけですから、戦いでぜひ頑張ってください、お互いに傷物ができないように頑張ってくださいと思うんですけど、どうもありがとうございます。

**○議長（並川和則君）**

これをもちまして、一般質問はすべて終了いたしました。

会議を保留し、しばらく休憩いたします。45分より再開いたします。

（午後2時33分 休憩）

（午後2時45分 再開）

**○議長（並川和則君）**

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第7に入ります。

議案第9号「専決処分の承認を求めることについて（県央県南広域環境組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例）」を議題といたします。

提案理由につきまして事務局の説明を求めます。

**○事務局長（金原憲昭君）**

議案第9号「専決処分の承認を求めることについて（県央県南広域環境組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例）」についてご説明を申し上げます。

本案は、平成20年の人事院勧告に基づく構成市による改正が整ったことにより、本年4月1日から職員の勤務時間を1日当たり7時間45分とし、

午前の勤務時間を3時間30分、午後を4時間15分とすることに伴い、週休日に職員が勤務した場合において週休日の振り替え等を行うときは、従来、午前、午後ともに4時間として取り扱っていた勤務時間の単位を、規則において午前、午後を明確にしたうえで半日勤務時間として取り扱うこととしたものでございます。

改正条例の施行日が4月1日であり、議会を招集する時間的余裕がなかったことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をしたもので、同条第3項の規定によりこれを議会に報告し、ご承認をお願いするものでございます。

以上、議案第9号のご説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

**○議長（並川和則君）**

これより議案第9号に対する質疑に入ります。質疑のある方どうぞ。

（「なし」の声あり）

**○議長（並川和則君）**

なければ、これをもって質疑を終結し、討論に入ります。討論のある方どうぞ。

（「なし」の声あり）

**○議長（並川和則君）**

なければ、これをもって討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。議案第9号は、これを承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**○議長（並川和則君）**

ご異議なしと認めます。よって、議案第9号は承認することに決定いたしました。

次に、議案第10号「長崎縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少について」を議題といたします。

提案理由につきまして事務局の説明を求めます。

**○事務局長（金原憲昭君）**

議案第10号「長崎縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少について」ご説明を申し上げます。

長崎縣市町村総合事務組合は、公務災害補償事務、退職手当事務等を共同処理している団体で、長崎県内の市町並びに一部事務組合で構成されており、当組合も平成12年4月1日に加入しているところでございます。

本案は、平成22年3月31日をもって県央広域圏西部地区塵芥処理一部

事務組合が脱会したことに伴い、長崎縣市町村総合事務組合の規約を変更することについて、地方自治法第290条の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

以上、議案第10号の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

**○議長（並川和則君）**

これより議案第10号に対する質疑に入ります。質疑のある方どうぞ。  
（「なし」の声あり）

**○議長（並川和則君）**

なければ、これをもって質疑を終結し、討論に入ります。  
（「なし」の声あり）

**○議長（並川和則君）**

なければ、これをもって討論を終結し、採決いたします。  
お諮りいたします。議案第10号は、これを原案どおり可決することにご異議ありませんか。  
（「異議なし」の声あり）

**○議長（並川和則君）**

ご異議なしと認めます。よって、議案第10号は原案どおり可決されました。

次に、議案第11号「県央県南広域環境組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

提案理由につきまして事務局の説明を求めます。

**○事務局長（金原憲昭君）**

議案第11号「県央県南広域環境組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」についてご説明を申し上げます。

本案は、地方公務員の育児休業等に関する法律が改正されたことに伴い、組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正しようとするものでございます。

それでは、配付いたしております議案第11号資料に基づいて、主な改正内容をご説明申し上げます。

まず1点目は、配偶者が専業主婦等である職員についても育児休業、部分休業及び育児短期間勤務が取得できることになったものでございます。

2点目は、特別の事情がある場合を除き、原則育児休業は再度の取得ができないこととなっておりますが、今回、配偶者の産後休暇期間中に最初の育児休業を取得した場合は再度の育児休業が取得できることとなったものでございます。

3点目は、職員が職務を完全に離れることがなく育児ができるよう、育児のための短時間勤務ができるようにするものでございます。育児短期間勤務の内容といたしましては、小学校就学前の子がある職員が1月以上1年以下の期間を基本としてその請求により取得できるようになるもので、取得している期間の給料につきましては、勤務時間に応じた金額となるものでございます。

なお、附則において、この条例の施行日、経過措置並びにこの条例改正に伴う職員の勤務時間、休暇等に関する条例の所要の改正を行っております。

以上、議案第11号のご説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

**○議長（並川和則君）**

これより議案第11号に対する質疑に入ります。

**○2番（島田一徳君）**

1つお伺いしますが、この育児休業が実際育児休業に従事できるような環境になっているかどうか、実際の話ね。とりやすい職場環境にあるかどうか。それから、これまでそういった申し出があるかどうか。その点についてちょっと補足説明をお願いしたいと思います。

**○事務局長（金原憲昭君）**

まず、2点目のこれまでの例につきましては、これまでは実際あっておりません。

それで、環境につきましてでございますけれども、当然職員の休暇の取り扱い等が出てまいりますので、それに対応するための対策は組合内でもって補完するようなことを考えているところでございます。

**○議長（並川和則君）**

ほかにございますか。

（「なし」の声あり）

**○議長（並川和則君）**

なければ、これをもって質疑を終結し、討論に入ります。

（「なし」の声あり）

**○議長（並川和則君）**

なければ、これをもって討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。議案第11号は、これを原案どおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**○議長（並川和則君）**

ご異議なしと認めます。よって、議案第11号は原案どおり可決されまし

た。

次に、議案第12号「平成21年度県央県南広域環境組合一般会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

提案理由につきまして事務局の説明を求めます。

#### ○事務局長（金原憲昭君）

議案第12号「平成21年度県央県南広域環境組合一般会計歳入歳出決算の認定について」ご説明を申し上げます。

本案は、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見をつけ、議会の認定に付するものでございます。

お手元に配付いたしております主要施策の成果説明書により決算の概要をご説明申し上げます。並行して決算書のほうもご覧いただきたいと思っております。

まず、成果説明の3ページをお開きください。

決算書は1ページから4ページまででございます。

平成21年度決算収支の状況でございます。

決算規模は歳入総額が33億1,628万9,721円、歳出総額は28億4,402万1,580円となっております。歳入歳出差引額は4億7,226万8,141円で、翌年度に繰り越すべき財源はございませんでしたので、実質収支も同額の4億7,226万8,141円でございます。

表の決算収支の状況をご覧ください。

平成20年度の決算と比較いたしますと、歳入総額で約7,100万円の増、歳出総額で約1,800万円の減となっております。

まず、歳出が減となった主な要因といたしましては、公債費が前年と比べまして約6,700万円増加したところではございますが、天然ガス購入費が約8,000万円の減、電気代が約2,200万円の減となったことでございます。

次に、歳入決算についてご説明を申し上げます。

成果説明書の4ページをお開きください。

決算書は7ページから10ページまででございます。

1款. 分担金及び負担金でございますが、決算額は24億円でございます。構成市からの分担金となっております。

成果説明書の8ページ、別表4をご覧ください。

ここに各構成市の分担金の明細を記載いたしております。

4ページにお戻りください。

次に、2款. 使用料及び手数料でございます。決算額は1項及び2項を合計して1億7,830万3,622円となっております。

内訳は、1項ではNTT西日本及び九州電力が設置いたしました電柱等に係るごみ処理施設敷地使用料が1万9,562円、2項では業者及び一般家庭などから直接施設に持ち込まれたごみ約29,000tに係ります廃棄物処理手数料1億7,828万4,060円でございます。

なお、直接施設に持ち込まれたごみの量は、年間の受け入れ量81,204tの約36%となっております。

次に、4款. 財産収入は基金預金利子194万6,341円となっております。

内訳は、財政調整基金預金利子170万4,253円、ごみ処理施設建設基金預金利子4,148円、用地取得基金預金利子23万7,940円でございます。

次に、5款. 繰入金でございます。決算書は9ページ及び10ページになります。財政調整基金を取り崩して、3億4,013万円の繰り入れをいたしました。

次に、6款. 繰越金でございます。平成20年度からの純繰越金で3億8,261万407円でございます。

次に、7款. 諸収入でございます。

1項. 預金利子は40万2,250円で歳計現金及び歳計外現金に係る預金利子でございます。

2項. 雑入は合計で1,289万7,101円となっております。

主な内訳といたしましては、余熱利用施設の上水道料として指定管理者から1,148万3,100円、余剰電力の販売料金23万8,816円、副産物の販売料金が62万4,586円、また、ここに持ち込まれるごみのうち段ボール等については集めて再販をいたしておりますが、その収入が12万7,360円でございます。

以上で歳入についてのご説明を終わらせていただきます。

引き続きまして、歳出決算のご説明を申し上げます。

成果説明書は5ページでございます。

まず、1款. 議会費でございます。決算書は11ページ及び12ページでございます。決算額は85万4,715円で、予算現額261万1,000円に対し、執行率は32.7%、不用額は175万6,285円となっております。

不用額の主なものといたしましては、臨時議会2回の開催を見込み計上していたものが1回であったこと、議員研修が開催されなかったことなどによる議員報酬及び費用弁償の残並びに議事録作成委託料の執行残などがございます。

次に、2款. 総務費でございます。決算書は11ページから14ページまででございます。

まず、1項. 総務管理費でございます。決算額は7,496万2,308円で、組合の管理運営に係る経費でございます。予算額7,975万3,000円に対し、執行率94%、不用額479万692円となっております。

不用額の主なものは、施設清掃業務委託の入札執行残や例規集追録に係る印刷製本費の執行残などでございます。

次に、2項. 監査委員費でございます。決算額は26万3,991円、予算額40万2,000円に対し、執行率65.7%、不用額13万8,009円でございます。

不用額の主なものは、報酬及び費用弁償の執行残でございます。

次に、3款. 衛生費でございます。決算書では15ページから20ページまででございます。決算額は13億9,414万4,792円で、予算現額17億859万6,000円に対する執行率は81.6%、不用額は3億1,445万1,208円となっております。

主な支出は、クリーンセンター及びリレーセンターにおけるごみ処理に必要な燃料費などの用役費や運転委託などに要する経費並びに余熱利用施設に係る管理経費などでございます。

なお、先ほど事業報告でも申し上げましたとおり、余熱利用施設の運営に関し、20年度は赤字による補填がございましたが、21年度は収支が約554万円の赤字になったことから、協定に基づき、組合から約177万円を指定管理者に支出しております。

不用額の主なものは、燃料費の執行残1億3,358万1,781円及び光熱水費の執行残5,451万4,811円、運転管理業務の執行残3,046万9,400円及び点検補修業務の執行残7,231万3,000円などでございます。

次に、公債費でございます。決算書では21ページ及び22ページでございます。決算額13億7,379万5,774円は、組合が発行した地方債の償還元金及び利子で、予算現額に対する執行率は99.9%となっております。

内訳は、元金が11億9,793万4,443円、利子が1億7,586万1,331円でございます。

なお、成果説明書9ページに別表5として地方債償還表を掲載いたしております。これによりますと、昭和20年度が支払いのピークであり、今後漸減していき、平成32年で償還完了の予定でございます。

次に、5款. 予備費でございますが、対応すべき案件もなく、予算現額の



1, 000万円が全額不用額となっております。

次に、決算書の23ページに実質収支に関する調書、25ページから28ページまでは財産に関する調書を掲載しておりますが、このうち、土地につきまして特にご説明を申し上げます。

25ページ、26ページの(1)土地及び建物の表をご覧ください。

平成21年度中に土地が1,128.48㎡増加しておりますが、これは組合所有の土地の一部2,029.15㎡が未登記の状態であったことから、これらの土地に係る所有権移転登記を鋭意進めておりますが、平成21年度においてその一部が完了したものでございます。

なお、参考までに未登記分の処理は本年4月までにはすべて完了いたしましたところでございます。

次に、別冊の監査意見書でございます。

7月30日に監査委員によります決算審査を受けましたので、審査意見を添付いたしております。

以上、議案第12号の説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

**○議長（並川和則君）**

これより議案第12号に対する質疑に入ります。

質疑は歳入と歳出を区分して行います。なお、質疑の際には、ページ数をお示しください。

まず、歳入に対する質疑に入ります。質疑のある方どうぞ。

**○2番（島田一徳君）**

まず、10ページからお願いします。

副産物販売料62万4,586円というふうになっております。先ほど来の論議を聞いておりますと、副産物としてスラグ、工業塩、金属、水酸化物、硫黄と、こういったものがあるよという説明のようでした。こうしたものは話を聞いておりますと、JFEに販売から搬送から全部お任せだということのようでしたが、間違いありませんか、お伺いしておきます。

**○事務局長（金原憲昭君）**

すべてJFEに販売をいたしております。

**○2番（島田一徳君）**

そうしますと、副産物売却料とか、副産物の種類ごとの売却金額、それに副産物資源管理業務経費、搬送先なんていう資料というのは、JFEが出した資料というふうに理解していいんですか。

**○事務局長（金原憲昭君）**

内容については、JFEのほうに聞き取りもいたしておりますけれども、

基本的に組合として作った資料でございます。

## ○2番（島田一徳君）

幾つかお伺いをしたいと思います。

まず、審査意見書の中で「当組合は構成市の「分担金」によって運営されており、現在厳しい財政状況の中にあることを十分認識し、経費の削減と事務の効率化に努められるとともに、予算の執行、公金の取り扱い及び財産の管理がそれぞれ適正に行われるよう万全を期されたい。」また、「用役費について、前年度と比較し減少しているため、一定の経費削減は見受けられるものの、依然として当初の想定以上に経費が掛かっているため、今後も組合からメーカーに具体的な経費削減の対策を求めるなど、より一層の経費削減に努められたい。」というふうに意見書が添付されております。

ここで言います具体的な経費削減の対策、これは何を指すのか。これは代表監査委員に聞いたほうがいいのかと思うんですが、この点についてまずお伺いをしておきたいと思います。

それからいま1つは、この意見書の中の2点目です。このように、従来JFEが言うがままに支払いをしてきたという経費があろうと思うんです。私は島原の市議会でも、これは今、裁判をしている最中でもあるし、法務局に供託をするという法的な手続をとったらどうだという提案も再三再四やっているんですが、こういったことについて可能かどうか、これも代表監査委員にお伺いをしておきたいと思います。

それからもう1つ、成果説明書の中で、ここにはごみの減量化ということで、6ページ、ここには島原市、諫早市、雲仙市、南島原市ということでごみの増減率というのが出ています。これは差し引き勘定をすればこういうふうになっているんだろうと思うんですが、島原市は1.2%減、諫早市は0.4%増、雲仙市が4.8%増、それから南島原市が6.1%増と、それぞれ市のごみの搬出傾向というのが出されているんですが、島原市は前年に比べて少なくなっていると、ほかの市は増えているというのは、これは何が要因なのか、ご説明をいただきたいなというふうに思うんです。

前回の議会でも、ごみの減量化というのは独自の課題だというふうに私は提起をしているんですけれども、そのために色々努力もされているようですけれども、それが上田議員の説明だったのでしょうかね、そういった研究グループをつくってやっているよというご答弁だったようですが、そういった原因の究明というのはどのように分析されておるのか、この際伺っておきたいと思います。

それからもう1つは、実質収支はずうっと伸びてきているようですね。19年2億3,000万円余り、20年3億8,000万円余り、21年4億

7, 000万円余り、単年度収支を見ました場合も、これは当然増えているわけですが、それぞれの単年度収支がどう変化したのか、ご説明をいただきたいと思います。

次の質問です。当初組合のほかの議員の質問の中でも色々なことがわかってきたんですが、当初組合の応札提示額よりも業者の提示額のほうが安かったというふうに私たちは認識しておるんですが、それでも組合の応札額でやってくださいよということになったんだらうと思うんですね。過去のことはよくわからないんですが、そうしますと、当初覚書、つまり応札提示額に対する本決算の超過経費額、これはどうなっておりますでしょうか。

裁判で争われているのは、約20億円払い過ぎているから返してちょうだいよという裁判をやっているんですが、これを3年間でべたに平均的に見ますと、約6億6,000万円近い額を余分に払っておると、こういう裁判をやっているんですが、本決算ではどの程度のはみ出し分があるのか、この点についてお答えをいただきたいと思います。

○議長（並川和則君）

歳入は歳入、歳出は歳出で別々で3回されますので、別々にしてください。だから、どこを何を言っておられるのかもちょっとよくわかりませんので。

○2番（島田一徳君）

歳入についてはさっきのところだったね、ごめんなさい。

○議長（並川和則君）

だから、今の時点は歳入のほうですから。

○2番（島田一徳君）

わかりました。やり直します。

○議長（並川和則君）

だから、どれなのか、ページ数を示してください。一般質問みたいな質問じゃなくて、ページ数をきちっと言って、それで指摘をしてください。

○2番（島田一徳君）

はい、わかりました。

はい、歳入はわかりました。

○議長（並川和則君）

ほかにございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（並川和則君）

次に、歳出に対する質疑に入ります。歳出、これは出るほうですから。これで3回ですので。

○2番（島田一徳君）

わかりました。そしたら、ちょっと聞きたいんですが、この成果説明書、意見書、それから歳出、一緒にいいんですか。それともこの部分はまた別で聞かにゃんと。

○議長（並川和則君）

いやいや、ここで歳出の分だけ聞いてください。

○2番（島田一徳君）

最初に関連して。

○議長（並川和則君）

はい。そいけん、成果説明のほうでいいですよ、それは併せて。

○2番（島田一徳君）

はい、わかりました。どうも勝手に違うんだね。

そしたら、16ページ、歳出、委託料のところでお伺いをいたします。

定例分析業務の委託料が1,358万円ということで出されております。

これがダイオキシンの1200℃のガスを、筒の中を霧状に噴射しながら冷やしていくんだという説明でした。こうした場合、瞬間的に見ると0.1秒と、この前の議会のときには0.1秒で70℃まで冷やすんだと、こんな話がありました。きょうはどうも0.5秒ぐらいかかりそうだと。多少の時間的な余裕というのは認めておきたいと思うんですが、こうした場合に水を吹きつける間に先ほどおっしゃった200℃から500℃まで位の間がダイオキシンが出やすいよという説明もあったんですね。そうした場合、水で冷却する場合、瞬間的であったにせよ、そういう条件というのは出てくるのかなというふうに思うんですが、水の中のダイオキシン量というのは検査しておられるんでしょうか。これが1つです。

それから、これも歳出になるな。

○議長（並川和則君）

今の分を答弁していただきましょうか。

○2番（島田一徳君）

そしたら、一緒によかという話だったから、成果説明書のところをちょっとお伺いしておきたいと思えます。

6ページです。ごみ搬入量についてです。

質問の繰り返しになりますが、それぞれの構成市で毎月毎月のごみの排出量が一覧表で出されているんですが、1年を見ますと、増えている市と減っている市がございます。この要因というのは何なのか、ご説明を求めておきたいと思えます。

それからもう1つ、これは歳出との関係になろうかと思うんですが、実質収支の伸び、これは決算書に出ているわけですが、23ページ、実質収支に

関する調書というのがございます。この中で、21年度というのはこれだけよと、4億7,226万8,000円、要するに黒字を出しているということなんです。

19年、20年を見てもみますと、少しずつずつうっと伸びてきているんですね。伸びてきているということは、単年度の収支を見ても当然伸びているはずなんです。そうした場合は、この分については必要以上に集める必要はないんじゃないかと、分担金として。この点についてちょっとお伺いしておきたいと思うんです。

それから、同じく歳出になりますけれども、15、16ページあたりとの関連でお伺いをいたします。

当初覚書、今、裁判をやられているのは応札提示額に対する余分な支払いと、これだけで済んだはずだということで裁判をやっているんですが、そうしますと、この応札提示額に対して超過経費の額というのは幾らになっておるか、これを1つお答えいただきたいなと思います。

それからもう1つは、基金のことでちょっとお伺いしておきます。

11ページです。審査意見書の中に入るのかな、その11ページですが、基金現在高、財政調整基金が2億2,965万8,841円、ごみ処理施設建設基金が166万3,720円、それから、用地取得基金というのが7,955万1,550円というふうになっておりますけれども、この用地取得基金というのはまだ用地を取得する予定があるのかどうか、もしなければ、こういった基金というのは積み立てる必要がないんじゃないかなという気もいたします。そのこのところ、ご説明をいただきたいと。

それから、ごみ処理施設建設基金というのも比較的、金額的には細かいんですが、この施設を建設する予定があるのかどうか、この点についてもお伺いしておきたいと思います。

以上です。

#### ○事務局長（金原憲昭君）

順を追ってお答えしたいと思いますが、答弁漏れ等があったらまずご指摘をいただきたいというふうに思います。

まず、歳出の定例分析、ダイオキシンの検査における水のダイオキシン量の検査をしているのかということでございますけれども、この施設は水は無放流ということで一切出しておりませんので、特に検査する必要はないものというふうに考えておまして、検査をいたしておりません。

それと、実質収支は今年度が4億7,000万円ということで、一番の原因は先ほどちょっと説明でも触れましたけれども、用役費、LNGの使用量が年々少しずつ下がってきているというのがございまして、今年の実質収支

におきましても約8,000万円ぐらいガスが減少したことによるもの、あと2,000万円程度は電気代も若干下がってきております。そういったことによりまして、実質収支は4億7,200万円程度の金額となっております、やはり一番大きいのは、年々ですけれども、LNGの使用量あたりが下がってき、特に21年度は単価、予算の段階ではt当たり8万円と組んでおりましたけれども、結果として6万4,000円で終わったということが一番の大きな要因というふうになっております。

あと運転管理費とか、維持補修費とかにつきましても、一応当初予算を組むときは20%程度の物価変動というふうな場合を想定いたしまして、予算措置を組んでいるんですけれども、そういったものは今のところ、一切契約変更いたしておりませんで、当初の予定のまま、年間約4億8,700万円に消費税を掛けた5億1,000万円程度の運転管理費、維持補修費でございますので、その20%が大体残っているということでございます。

それらが残った一番大きな要因でございますけれども、それらが今後も見込まれるのであれば、構成市の負担金の問題ももう少し抑えることが可能じゃないかということでございますので、こちらとすれば、運転をストップせざるを得ないということは絶対避ける必要がございますけれども、やはり今後の物価の見通しとかを踏まえまして、適切な予算を組んでいきたいというふうに考えております。

それと、先ほど当初応札額と21年度の決算額の差額、これを今、計算させたんですけれども、おおよそ3億4,400万円程度になるというふうなところでございます。

用地取得基金でございます。ここは面積が約9haの計画面積がございまして、それに看板が立っていたり何かするところを見られたかもしれませんけれども、あと未買収地が幾らか残っております。未買収地、この計画区域内でまだ売っていただけない土地が約1ha程度、10,000㎡ですね、ございまして、我々としますと、ここの施設は計画地自体が虫喰い状態になっているものですから、交渉はいたしておりませんが、もしも売っていただければ、購入できればというふうに思っております、たしか平成19年度も700㎡程度購入した経過がございます。ですから、今後もしも売っていただければ購入するというところで構えた基金が用地取得基金でございます。

施設建設基金につきましては、確かに今の段階では大枠の施設改修というのは予定しておりませんが、今後、この施設を運営するに当たって、状況によっては施設改修も必要になってくるかもしれませんし、そういった際の財源として、今現在、金額を見ますと構えと申しますか、そういった格

好にしか見えませんが、この基金を維持していきたいというふうに考えております。

構成市のごみ量ですけれども、島原市を除いてほかの市は増えているというようなことをごさいます、その辺の理由ということですが、先ほど冒頭の事業概要の説明の中で触れておりましたように、17年度からずっと減ってはきております。ところが、21年度は若干増えている、約700t。4市の平均をいたしますと700t増えているのは、緊急雇用対策事業と申しますが、各市で取り組まれておりますけれども、そういった事業として環境整備事業、河川とか、道路とか、不法投棄とか、そういったものの環境美化事業と申しますか、そういったことで出されたごみが増えたのではないかというふうに思っております。

去年も特に大きな台風とか、災害的なものは発生しておりませんので、原因を模索するに当たって行き当たりましたのがそういった環境美化事業に伴うものというふうに判断をしたところでございます。

○議長（並川和則君）

島田議員、答弁漏れはありませんかね。（「マイナスは」と呼ぶ者あり）

○事務局長（金原憲昭君）

やはり減量化に取り組む中においてそうした環境美化も取り組まれたんですけれども、減量化のほうはさらに多かったのでないかというふうに思っております。

○2番（島田一徳君）

何か島原市は掃除ばしとらんどたつですね、市長。

ごめんなさい、もう1つ抜けておりました。代表監査委員、お願いします。

○議長（並川和則君）

それは、代表監査委員の方は歳入のときの話に出されたやつですよ。

○2番（島田一徳君）

歳出で出したやかね。

○議長（並川和則君）

改めて出されたですかね。ああ、そうですか。

そしたら、監査委員の方、お願いします。

○代表監査委員（本村三郎君）

具体的にということで一例を挙げますと、先ほどからも上がっていますように、水を使ってかなりの熱を下げていると。そうしたものをほとんどいじりをしていないんですよ、聞くところによりますと。ですから、それをもう少し何とか活用できる方法はあるんじゃないでしょうかといったようなこととか、リレーセンターですか、そちらについてもかなりの運転委託費が出

ているんですが、果たしてそれだけ掛かるんでしょうかといったようなことで、具体的にJFEのほうに色んなことを具申されて、意見とかその他を聞いていただいたらどうでしょうかといったような話をしております。

それと何でしたか、供託ですか、供託は法律的には可能だと思いますが、果たして今の、現状でそういったことが現実的であるかどうかというのは非常に問題であろうと思っております。

以上です。

○議長（並川和則君）

ほかにございませんか。

○6番（牟田 央君）

歳出16ページに需用費の中で1億9,063万9,539円と。これはごみの減量で安くなったという話なんですけど、21年においては炉は何日間停止されたのか。この施設を最初建設するときには、24時間連続運転をしなければダイオキシンがいっぱい出て、もうダイオキシンが怖い、怖い、怖いといって大騒ぎをして造ったですもんね。ところが、別にダイオキシンって怖くなくなごたっですな。そうすると、一番経費の掛からんことは炉を燃やさんことですよ。炉を停止することだと私は今、思うんですね。

何日間もこの22年度は報告をされていますよね。何日から何日まで炉を停止しました。かといって、だれもダイオキシンを騒ぐ者はおらんなんです。ダイオキシンは怖いという人はだれもおらんごとなってしまったんじゃないかなと思うぐらいにダイオキシンという「ダ」の字も出てこんです。

そうすると、平成21年度においては何日間炉の停止になったのかというのがまず第1点。それから、1日炉を停止すると幾らのお金が掛からんのかというところですね。それとまた、ごみの減量が進んできて、西部リレーセンターとか東部リレーセンターがありますが、今、代表監査委員の意見もあったように、そこの運ぶ委託料だって、私、過日も言ったと思うんですが、この委託料にもっとメスを入れなければ経費は下がらんと。

私は去年も言ったはずなんです。何でもJFEの言うとおりに、言うとおりに、言うとおりにしなければ施設が運営できんというような今までのずうっと答弁だったです。一番最初も、先ほどからの繰り返しですが、ずうっと24時間連続運転せんとこの炉はだめなんですよと言ったところが、とめても何も影響なかです。というのは、今までの説明が大分うそのほうが入っておると私は思うんです。

だから、委託料だって去年、私言ったと思うんですが、どれだけ下がったんですか。ごみの量が減れば当然運転回数だって減るだろうし、過日からも話があったように、経路を変えれば燃料費だって変わるかもわからんとい



うようなのも多分2月かに話が出たと思うんですよ。一般質問でも出た。

ところが、長田バイパスが今、一部完成していますからね、通れるところは通れるわけですたい。そういうのだって、経費を少なくするようにしたらどうですかと私も過日、過ぐる議会で言ったと思う。何もあなたたちは聞いてもらいませぬ。聞いてもらって交渉してもらわんばと思うんですが、今までの経緯、経過、そこらを述べてください。

#### ○事務局長（金原憲昭君）

まず、リレーセンターからの搬送経路の問題でございます。

今現在、ご承知かもしれませんが、島原の西部、東部リレーセンターから本体までの搬送経路は国道57号線を通りまして、不知火橋線に入りまして、その後、長田の交差点三差路の手前から多良岳線に入って、御手水町を経由してここに持ってきている状況でございます。

一昨年、長田バイパスが部分開通をいたしまして、そういったご質問等もいただいております。私どもも当然新しい道路が開通した場合は、どの道路が最もふさわしいか、これにつきましては経費面も当然でございます。しかしながら、交通安全という面、また、環境面という色んな要素がございまして、そして、余り頻繁に変えるということについてもどうだろうかというふうなことを考えておまして、できたら長田バイパスが長田の東の方になりますけど、あそこは白浜町、高天町から全面開通した段階で、その中で車の流れあたりを踏まえまして、その上で試しにアームロール車でございますけれども、色んなコースを走ってみて、安全性の問題、環境面の問題、コスト面の問題で評価をして、新しい道路を選択されれば、そこをもってお願いということで進めたいというふうに考えておりますけれども、まだ現時点、全面開通できておりませぬので、もうしばらく時間をいただきたいというふうに考えております。

それで、確かに全炉停止に伴いますダイオキシンの問題というのは、言われるように全く声というのが聞かれておりませぬ。私どものほうにも意見として、何でとめるんだというふうなクレームとか指摘とかは一切あっておりませぬ。その辺のところは以前とすればダイオキシンに対する見方、評価というのが少し変わってきたのかなという感じもいたしますけれども、詳しいところは私にもわかりませぬ。

全炉停止した日にちですけれども、21年度で5月29日から6月3日までの6日間、10月28日から11月6日までの10日間、2月7日から2月19日まで13日間、延べ29日間全炉停止をいたしております。（「1日幾ら」と呼ぶ者あり）

はっきり詳細な数字というのは今、つかめておりませぬけれども、1日と

めた場合での経費の節減とは言わないかもしれませんが、50万円ぐらい経費が出ていくのが抑えられているというふうになっているようです。

#### ○6番（牟田 央君）

ダイオキシンが怖い、怖いと言い出したのは当局側なんです。一番最初、大きな炉を造らなばいかんとか、300tでなければ補助金が来ないとか言い始めたのは当局側です。全部市民からダイオキシンが怖いからとか、炉ばつくってくれとはだれも言うたらんとですよ。もともと平成9年に、先ほど話のあったように国がそういう法律をつくって、県が区割りをして、そして平成11年に300tの2市16町だったですか、その組合をつくらなばいかんということで当局側が言い出したことなんです。何も市民からダイオキシンで被害をこうむってっけん造ってくださいとお願いをしたはずはないんですよ。だから、ダイオキシンを市民が言うはずなかとすたい。もともと当局側が炉を造りたかばっかりでかどうかわかりませんが、言い出したことなんです。

今、見てみんですか。国は0.1ナノ何とかの分だけれども、その1,000分の1の立派なのを造った。それから、今、色んなリサイクルをするがために幾らお金の掛かっつとつとですか。もうありとあらゆるものをリサイクルせんばでけん、リサイクルせんばでけんということで、先ほどの売り上げの61万円に対して1,500万円ぐらいの費用が掛かるといって、いわゆるありとあらゆるものを利用せんがために相当のお金が掛かるような仕組みを当局側が考え出して私たちに押しつけたわけですよ、と私は思うんですね。

環境の負荷を低減せんばでけん、さあ、学校現場のあそこの焼却炉をやめんとダイオキシンが蔓延して子供たちが病気にかかるだとか、それから、畑に燃やしよったら、それもダイオキシンのわんわん出て大ごとになるというたとは当局側ですたい。何も私たちからどうぞ造ってくださいということは一遍もなかとですよ。だから、お金の掛かっつとはなぜなのかということをやう考えなばいかんとですたい。

もう平成32年に借金を払ってしまうわけですか。そうすると、次の課題は、この金喰い虫の施設をまだあと何年使わなばいかんのか、それから、島原半島にもう1つ焼却炉を造るのか、諫早にもう1つ造るのか、あと10年後のことを今から論議しないといけないと思うんですが、管理者とか副管理者がどんな協議をされておるのか、説明してください。

#### ○管理者（宮本明雄君）

一般質問でも申し上げましたとおり、瑕疵担保期間というのは15年になっていますから平成32年ということになります。私どもが性能欠陥という

ような主張を裁判ではしているという状況もありますし、その後の補償というのがどうなるのかというようなことの不安もございます。

今は裁判の最中ということで、17、18、19の裁判をしているというようにもありますけれども、起債の償還と瑕疵担保期間というのは一致しているんですね。一致しているということもありまして、次をどうしていくかと。この組合で次のごみの処理というものをどうしていくのかということにつきましては話をしていく必要があるということで、副管理者も含めまして、一部そういう時期が来ますよというお話はしております。

ただ、今の時点では何はともあれ、裁判を戦っていくということが一番ですし、その中で明らかにされてくる部分もあるんじゃないかなろうかと。例えば、今の用役費の話もありますし、そして、運転に掛かっている経費、これは一定額しか私どものほうでは支払っていないというようなこともありますから、その辺については裁判がある一定めどがついた時点でというようなことで今のところは考えているところでございます。

裁判の見通しということがまだ何年もかかるのかということになると、その時点で考えていくという必要はあるでしょうけれども、拙速にならないように、32年というものを1つの目標にしながら、将来的なものを考えていく時期がまいるのかなというふうに思っているところです。

以上です。

#### ○6番（牟田 央君）

裁判は裁判で、それは一定の時期が来れば結論が出ると思うんですが、もう今から10年先のことを考えておかないと、2、3年経ったらすぐなるわけですよ。機種選定にしても用地にしても、どこに造ろうかというのはもともと平成9年から始まって、愛野にできるかと思えば場所がないと。それで諫早になったわけですよ。

それで、17年に稼働するまでには、建設から稼働するまでには3年ぐらいは十分かかるわけですよ。今までの機種でいいのかどうなのか。先ほどから言っていますように、すべてのものをリサイクルすればこんなにお金が掛かるんですよ。けれども、今度はそういう焼却残渣が出たときにはどうすればいいのかとかいうことまで含めて考えておかないと、今はよそに持って行ってお金が掛かりよるんじゃないかなとですか。諫早市には焼却残渣その他がないかもしれんけれども、これだけよそに持って行って、よそにどうにかしよるんじゃないかなと私は思うんですよ。

諫早に物が無いだけの話。ただ、スラグだけは市内の建設業者に利用されているかもわかりませんが、こんなお金の掛かる施設はもう御免だと私は言いたい。だから、10年先のことでも今から論議をしていただきたいなとい

うことで管理者、副管理者の皆さん方に言っているんですよ。今日、明日、2、3年でできるような施設ならまだ慌てんちゃよかですけども、10年といったらすぐ経つんですね。それだけ言っておきますから、もう後でしとけばよかったという時期がすぐ来ますからね。この場で発言をしておきます。

○議長（並川和則君）

ほかにございませんか。

○4番（西田京子君）

同じく16ページです。5年経過検査業務1,102万5,000円、この内容をもっと詳しく聞きたいんですけども、その検査の結果、またどうということになるのかというその結果も教えてください。

○事務局長（金原憲昭君）

この5年経過検査業務でございますけれども、21年度でここが稼働開始後5年を経過することによって、保証期間が満了する時期でもございました。したがって、保証期間が満了することに伴いまして、保証期間内できちんとした施設の整備、改修をしてもらうところについて、専門的なコンサル機関でございます財団法人日本環境衛生センターの西日本支局に委託をいたしまして実施したところでございます。

特に日環センターに委託をしましたのは、プラント部分で専門的な見識、知識がなければなかなか見れないところというところをお願いしておりました。あと建物とか土木工事につきましては、例えば、本体であれば諫早市の建築担当の方、西部リレーについては雲仙市の建築担当の方、島原の東部リレーセンターは島原市の建築担当の方にご協力いただきながら実施をして、この委託はあくまでもこの本体のプラント部分のみを委託したところでございます。

その結果といたしまして、問題ありということで指摘をいたしましたのが用役費の問題とか、そういったところを含めまして72項目を指摘したと。その指摘をした結果、対策が講じられましたのがうち12項目、今現在、まだ意見がかみ合わないところ等もございまして、未完了が差し引き60項目になっておりますけれども、その一番大きいのがやはり係争中であるということで、用役費等の問題についてはことごとくJFEのほうは係争の結果を踏まえてからというふうな見解を持っているようでございます。

以上でございます。

○4番（西田京子君）

今、72項目、また12項目は対策済み、まだのところは60というその内容を一覧表でいただきたいんですけども、いいですか。

○事務局長（金原憲昭君）

資料はもう少し時間をいただければ、後からでもお出しします。

○議長（並川和則君）

ほかにございますか。

○10番（柴田安宣君）

歳出の16ページの、さっき牟田議員からも言われておった副産物資源化管理業務ということで1,522万5,000円金額が上がっておりますけれども、これをどうとらえるかということをおは思うんですけど、当初の応札条件の中から副産物の埋め立てとか、残渣処分に関する経費ということも含まれておったんですけども、今回、別途それをその中に入れんでこういう形で精算していくということになってくればどうなのかなと思うんですけども、それが1つと、県央県南クリーンセンター運転管理業務委託契約書では3年間で9億251万2,800円という金額で運転管理業務を契約しておりますよね。ここの上の方に3億83万7,600円ですね、出ておりますけれども、その下の方に補修業務ということで2億1,000万円上がっております。これがどういうふうな関連で持ってくるのかなということで、全体の中で自主的な点検整備事業という形で終わるものか、もしくはこの金額からいきますと、5年に1回とかの大型の補修点検整備業務も含んだ保守点検ということもあり得るから、それも考慮して入りなさいという話があっておるんですけども、どういうふうな関連ということで見ているのかなというところがあるもんですから、説明いただければと思うんですけども。

○事務局長（金原憲昭君）

副産物でございますが、先ほど一般質問の中でもお答えいたしておりますけれども、当初、最初の覚書の段階、応札提示額では900万円というふうな金額で示されておったというふうに思っております、今現在、1,500万円掛かっております。

その理由等につきましては、搬送先等の問題もございまして、今、1,500万円で契約をしているんですけども、最初申しましたように、あくまでも最初の段階と話が違うということで、その部分も含めて係争中と。裁判で超過分については返してくださいというふうな言い方をしております。その辺のところの妥当性については裁判の結果で示されるのかなというふうに思っております。

点検整備と運転管理業務でございます。

点検整備については、この3年間で2億1,000万円ですしているところでございます、今の段階で3年一緒になっておりますけれども、JFEとしましても、やはり運転管理経費を含んだところで超過負担を組合として求めている経過がございますので、あくまでも4億8,700万円、それに消

費税5%を掛けた5億1,000万円を上限とした額で来ているというふうなところではないかと思えます。

ただ、当然5年に1回とか3年に1回とか、大がかりな設備の取り換え等はやっております。一番経費が掛かっているのが酸素P S A等の点検整備というふうに聞いておまして、そういったものもこの中でやれるものはやっていますし、J F E負担でやっているものもあるようでございます。

#### ○10番（柴田安宣君）

今の事務局長の説明の中で、この経費は応札条件からいきますと総額の中に入っているんだということであれば、裁判の結果でこれは請求をかけますと、それで結構だと思います。

その中でどういう形になるのかなということがわからなくておったものから聞いたんですけれども、それとこの関連ということで、3億円の総額の金額とここにあります20年に取り交わしている覚書、運転管理業務の契約がありますよね。これが総額、3年分で9億251万2,000円という金額がありますから、これを3年で割った分がこれというふうな解釈をされているわけですか。

それでいけば、これからいきますと、後ろのほうに40種類ぐらいの薬代が入っているんですよ。ここの分の契約書の一番後ろのほうで別表薬品類一覧ということで、40品目の一番上に塩酸、それから苛性ソーダということで、これだけ分の必要なものが要りますよということでこれの中に書いてあるわけなんですけれども、これはさっき質問の中でも言いよったように、当初からいきますと予定外の薬品類が膨大な金額として発生するというものになっていくものですから、これを含めて3億円という金額になるわけでしょう。その薬品の名前がここのほうで下に出てこないんですよ。ですから、これはJ F Eがただで提供している品物であるかどうかですよ。

ここのほうで3億円が運転管理業務委託契約の中でうたわれて、後ろのほうの40品目の薬品代が前に聞いたら1億円ぐらい掛かると言われたんですよ。その金額、名前がここに出ていなくて、色んな形の名前が出てきてその内訳表とするなら、その薬代はこういうふうになっているのかなということがあるものですから、それについての説明をいただきたいと。

#### ○事務局長（金原憲昭君）

まず、3年間の契約で9億円ちょっとという金額を申されました。これは運転管理委託につきましては3年間の契約、債務負担行為をして3年分を一括して契約させていただいております。ですから、それを3で割った数字がおおよそそれぞれの年度の運転管理委託料というふうになっております。

その運転管理料の中に入っておりますのは、当然のごとく人件費の経費、

それとガスエンジンの維持管理費、薬剤費などが含まれているところがございます。

内訳として100万単位で申しますと、人件費が1億8,900万円、薬剤費が5,700万円、ガスエンジン維持管理費といたしまして5,400万円、合計いたしますと約3億円というふうな金額になるところでございます。

**○10番（柴田安宣君）**

3問目ですからこれで終わるんですけども、今、言われた委託契約の中での薬剤費というのは、3年分ですから3で割った数字がこれだとするなら、この中に薬剤費が入っていきやいかんでしょう。とすれば、ここの中でその薬剤費が出てきて数字が合うはずなんですけれども、出てこないということは、この2億1,000万円の中に入っているわけですか。運転管理の点検整備補修業務ということで2億1,000万円、大きな金が出ておりますけれども、その中で先ほど言われた3年分の金額の薬剤費が入っているんですか。トータルでそれだったら、そこら辺の説明をいただければと思ったんですけどね。

**○事務局長（金原憲昭君）**

運転管理費の問題でございます。

先ほど人件費で1万8,900万円というふうな金額を申しました。これをもともと人件費の単価と申しますか、1名当たり約700万円ということで割り戻しますと、たしか27名分になろうかと思えます。ちょっと数字を間違えていればお許しをいただきたいんですけども、今現在、プラントに従事しておりますメーカーのほうの従業員ですけれども、50名前後おります。その27名を超える分については、メーカーのほうの経費負担で人件費は賄われております。

あくまで先ほど申しましたのは、組合として積算に入れている金額でございますので、仮に薬剤費について組合が積算、先ほど5,400万円程度申し上げましたけれども、仮にそれ以上掛かっているものについては、JFEの負担で調達されているものというふうにご理解いただきたいと思えます。

**○議長（並川和則君）**

ほかにございますか。

（「なし」の声あり）

**○議長（並川和則君）**

なければ、これをもって質疑を終結し、討論に入ります。討論は反対のほうから賛成と。反対から行きます。

**○2番（島田一徳君）**

私は、反対の立場で討論をいたしたいと思います。

まず1つは、どうも分担金の過剰見積もりがあるのではないかというのが1点です。それから、リレーセンターにせよ、先ほど出されておりました資料にせよ、もうちょっと具体的に言いますと、リレーセンターの論議というのはほとんどされておりましたから、用役費、こういった問題もどうも業者の言いなり支出があるのではないかという印象を私は強くしました。

ですから、こういった支出は見直すべきだと、態度としてですね。しかも、法的にも供託することは可能だということでもありますから、こういったことも含めて今後検討をしていただきたいなというふうに思います。

それから、もう1つは基金の問題です。あと1 h a ほど買いたいという話がありましたけれども、その目的とか根拠とか、いまひとつはっきりしないところがございます。私といたしましては、もう十分機能していると。そういう説明でございますから、もう土地を買う必要はないのではないかと、こういった基金も廃止してもいいのではないかというふうに思います。

それからもう1つは、水は閉鎖的に使用しているので、ダイオキシンの問題はないんだという説明がありました。しかしながら、もしダイオキシンが含まれているとすると、それを循環させて使うというのは、もしあった場合の話ですが、ますます濃縮されていくのではなからうかという心配もいたします。そうしますと、これがもし万一やまったとき、次の方法でやろうじゃないかと10年後に結論を出した場合、こういった汚染された水を私たちはさらに処理しなければならないということにもなりかねない、そういう心配も正直いたしております。

ですから、そういった意味では441万円かけてダイオキシン検査をやっているわけですから、こういった水の検査もきちっとやってほしいなというふうに思います。

これは希望でありますけれども、それから、牟田議員が言っておりました平成32年度、瑕疵の期間も終わると、支払いも終わるよということですから、もうぼちぼちね、10年なんていうのはあっという間に過ぎてしまいます。まさに牟田議員が言うておられましたように、本当に私たちは真剣に論議をするべきだろうと。今後のあり方ですね、こういうこともまだ話題に上らないような状況ですから、理事者側の皆さんもこの点についてもうちょっと真剣に検討を始めていただきたいなど、これも希望でありますけれども、以上のような理由で私は本決算に反対をしておきます。

○議長（並川和則君）

ほかに、次、賛成の方はいらっしゃいますか。

○7番（松本正則君）



私は、本議案に賛成の立場で討論をしたいと思います。

ここに監査のほうでも指摘がございますように、まだまだ改善を求められるものはあるけれども、予算の執行内の中で努力をされているということをお認めたいというふうに思います。

それで、先ほど燃料費等についてでも削減を図られておりますし、電気等についても削減を図られているということで、より一層の削減効果をこれ以上に期待したいと思いますが、何よりも予算の範囲内で間違いなく執行されていることに、私はこの議案については賛成であります。

**○議長（並川和則君）**

ほかにごございますか。

（「なし」の声あり）

**○議長（並川和則君）**

なければ、これをもって討論を終結し、採決いたします。

議案第12号は、これを原案どおり可決することに賛成の方はご起立をお願いします。

（賛成者起立）

**○議長（並川和則君）**

起立多数。よって、議案第12号は原案どおり認定されました。

次に、議案第13号「平成22年度県央県南広域環境組合一般会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

提案理由につきましては、事務局の説明を求めます。

**○事務局長（金原憲昭君）**

議案第13号「平成22年度県央県南広域環境組合一般会計補正予算（第1号）」についてご説明を申し上げます。

今回の補正は、第1条に記載しておりますとおり、歳入歳出それぞれ200万円を追加して、歳入歳出予算の総額をそれぞれ30億9,308万5,000円とするものでございます。

前年同期の歳入歳出予算総額それぞれ31億7,315万9,000円と比較いたしますと、8,007万4,000円、2.5%の減となります。

今回の補正の内容は、まず本年3月に各構成市議会において規約改正と、それに基づく各種の分担金について予算の議決をいただいた内容に組合の予算をあわせるための財源更正でございます。

次に、本年2月の組合議会において設置されましたガス化溶融改質方式の炉の有用性を研究する調査特別委員会の活動のための経費を見込み計上いたしましたものでございます。

3ページの第1表 歳入歳出補正予算（第1号）をご覧ください。

まず、歳入についてご説明を申し上げます。

1 款. 分担金及び負担金は、規約変更に伴い1億4,022万9,000円を減額するものでございます。補正後の各構成市における分担金の額は、7ページ、備考欄の表に示しているとおりでございます。

5 款. 繰入金は、減額する分担金の額に相当する1億4,022万9,000円を財政調整基金から繰り入れるものでございます。

6 款. 繰越金は200万円を増額するものでございます。

次に、歳出につきましてご説明を申し上げます。

4ページをご覧ください。

1 款. 議会費でございますが、先ほど申し上げましたガス化溶融改質方式の炉の有用性を研究する調査特別委員会の活動のための経費として200万円を追加するものでございます。

ガス化溶融改質方式の炉の有用性を研究する調査特別委員会の会議、研修会、視察研修に要する経費等を見込み計上いたしております。

内訳につきましては、10ページをご覧くださいと思います。

以上、議案第13号の説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

**○議長（並川和則君）**

これより議案第13号に対する質疑に入ります。

**○6番（牟田 央君）**

財政調整基金で1億4,000万円余り使うわけですが、分担金をそれぞれの市から出すので、財政調整基金があるから1億4,000万円使うという考え方なのか、本来はそれぞれの市が分担金を払うべきだと思うんですよ。財政調整基金というのはこういうものに使うべきじゃないと思うんですね。

今までずっと、例えば、南島原市の払い前が不当であるから財政調整基金で補った経緯が今までありますが、それも私はおかしいと言ってきたんですね。今回の財源更正の1億4,000万円余りは財政調整基金と、そんなお金に使っていいのかと思うんです。だから、本来財政調整基金というのは何のために使うのか、それをまず説明してください。

**○事務局長（金原憲昭君）**

財政調整基金の用途につきましては、緊急的な財政需要にこたえるものでございますけれども、各構成4市の3月議会で提案いただきました規約改正に係る議案、その中の附則におきまして、南島原市並びに島原市に対する20年度、21年度に係る軽減相当については財政調整基金を充てるということで議決をいただいている経過がありますので、それでご理解をいただきたいと思っております。

○6番（牟田 央君）

それは、議決があれば何でもしてよかかというのを私は問いたいですよ。おかしい理由で、それは議会が決めたからいいんだらうかというのが、私はそれはつまらんと。この前の議会からも言ってきた人間ですよ。過ぐる議会においては、諫早市においてはちゃんとした予算を組みながら、減額補正までした諫早市なんですよ。ほかの人も皆さん方が管理者、副管理者会でもうそういうことはせんごとしてくださいねというぐあいには、私はこの議会の中で再三言ってきたにもかかわらず、努力がされんやったわけですよ。

最後はその議会で決めたから、それも私は納得しとらんわけですよ。そんなののために財政調整基金といえ、じゃあ、あらゆることを議会が議決すれば何でも使ってもうてよかとかとなるわけですよ。緊急的な問題じゃないもの、こんなのは。ずうっと今までの積み重ねをただけの話ですよ。そうじゃないんですか。答弁してみてください。

○事務局長（金原憲昭君）

財政調整基金を充てたというのは、たしか20年の8月の議会、今、おっしゃったように19年度に係る南島原市の負担金を軽減した経緯がございますけれども、たしかそれも財政調整基金を充てて対応したというふうなことで、それに倣って判断をしたものというふうに考えております。

○議長（並川和則君）

ほかにございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（並川和則君）

なければ、これをもって質疑を終結し、討論に入ります。討論は反対、賛成の順で行います。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（並川和則君）

なければ、これをもって討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。議案第13号は、これを原案どおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議あり」の声あり）

○議長（並川和則君）

異議ありが出ましたので、起立によって採決します。賛成の方、起立をお願いします。

（賛成者起立）

○議長（並川和則君）

起立多数。これをもって、議案第13号は原案どおり可決されました。

以上をもちまして、今期定例会に付議されました案件はすべて終了いたしました。

今期定例会において議決されました案件につきましては、その条項、字句、数字、その他整理を要するものがありました場合、その整理を議長に委任されたいと存じます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**○議長（並川和則君）**

ご異議なしと認めます。これをもって平成22年第2回県央県南広域環境組合議会定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。

(午後4時17分 閉会)

会議録の内容に相違ないことを証するために、ここに署名する。

議 長 並川 和則

署名議員 町田 康則

署名議員 柴田 安宣